

生活困窮者自立支援制度等の 推進について

① 改正生活困窮者自立支援法について

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

改正法の概要

生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

※平成31年11月支払いより適用

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

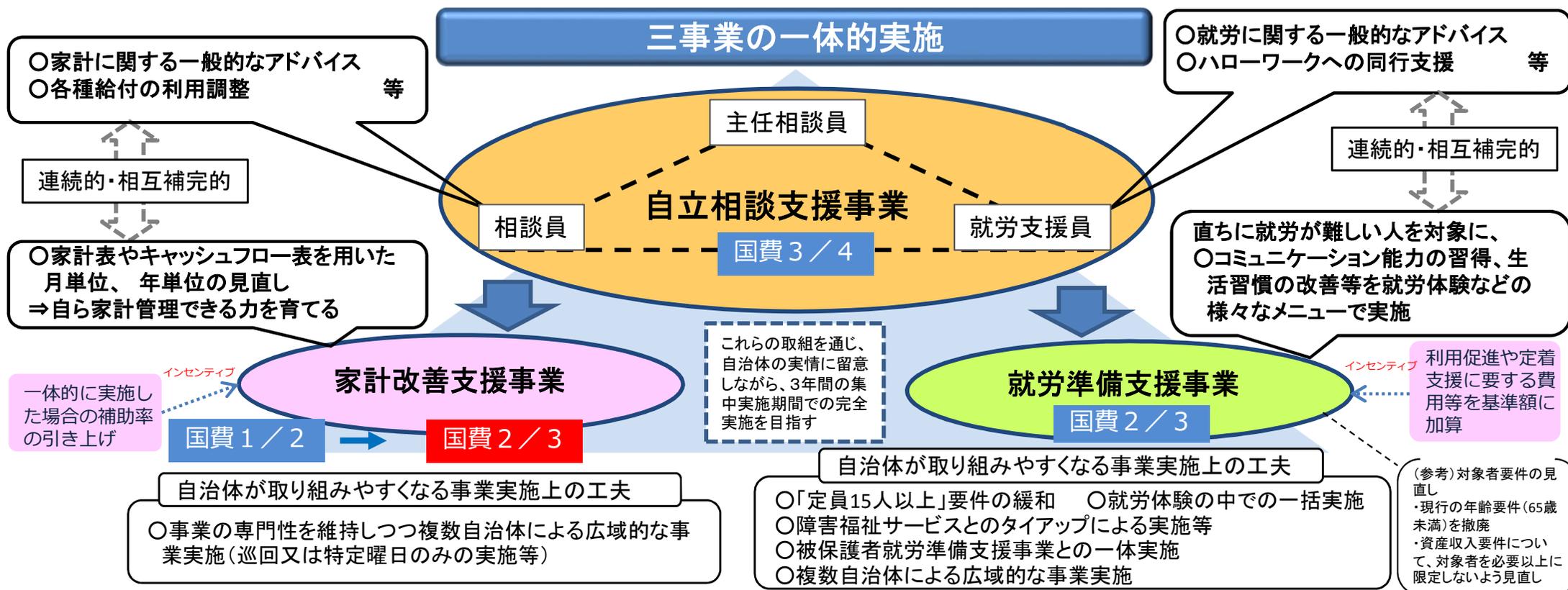
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・ 高校進学のための学習希望
- ・ 勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・ 家庭に居場所がない
- ・ 生活習慣や社会性が身につけていない

親の養育

- ・ 子どもとの関わりが少ない
- ・ 子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・ 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・ 高校進学支援
- ・ 高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)



生活習慣・育成環境の改善

- ・ 学校・家庭以外の居場所づくり
- ・ 生活習慣の形成・改善支援
- ・ 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・ 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・ 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・ 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

生活保護世帯の子どもへの大学等への進学支援

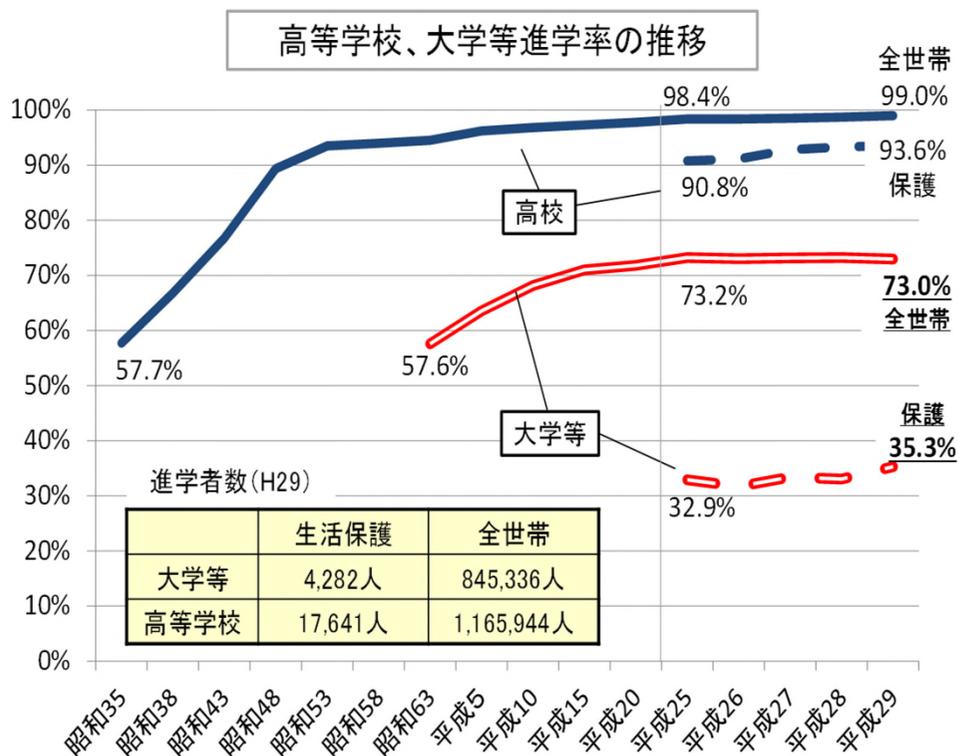
生活保護世帯の子どもへの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもへの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
 (自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考)大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。



東京都23区(1級地の1)母と子2人の3人世帯における第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40~20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18~15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)	6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)	1万600円	1万600円	0
合計	26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注)金額は平成30年4月1日現在

(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化

1. 生活習慣病の予防等の取組の強化

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。

データに基づき、生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設。国は罹患状況等の分析・情報提供等により支援

対象者に生活習慣の指導・必要な医療の受診勧奨等の支援（健康管理支援事業）を実施



被保護者の医療・健康データを管理・分析し、対象者等を決定

全国の被保護者の医療・健康データを分析し、結果を情報提供

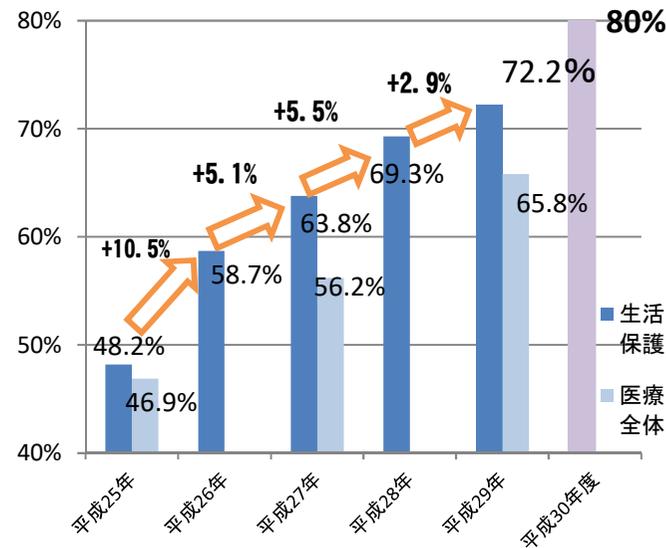
2. 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定（生活保護法第34条第3項の改正）

医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品による給付

- 後発医薬品使用割合は約7割となっている。
- 一方で、薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が67.2%と高い。
- 地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要 との意見
- 医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施

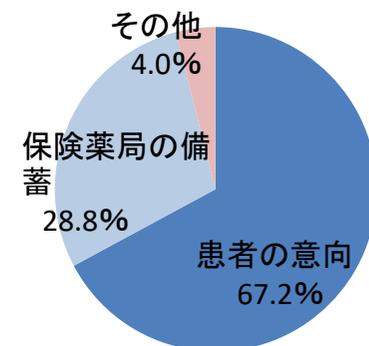
取組の進捗状況



改革工程表における目標値

取組の課題

後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が高い。



※医師等が一般名処方した医薬品について、薬局で後発医薬品を調剤しなかった理由を調査したもの

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
 - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

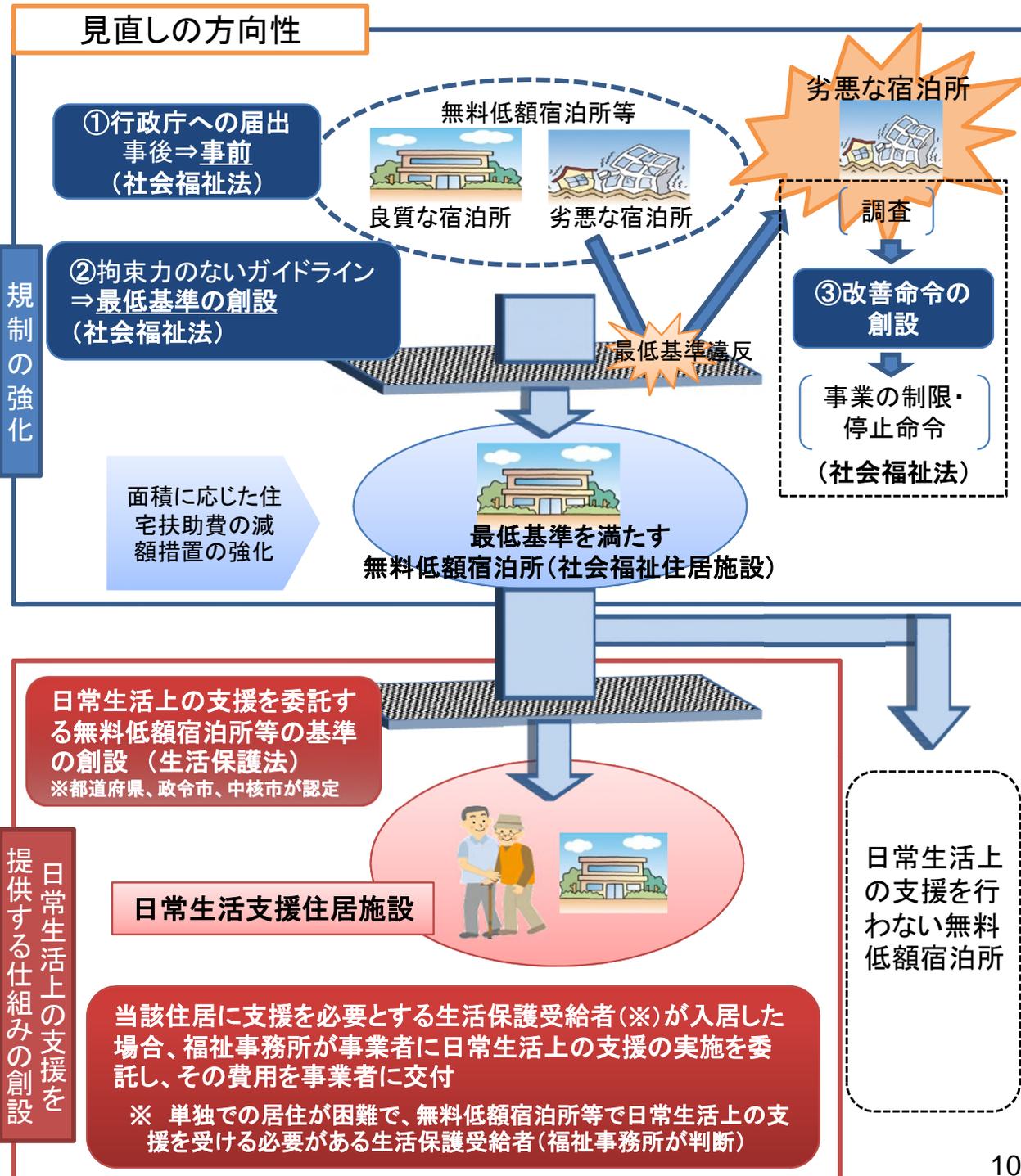
2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
 - ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数:537、入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
- 居室面積:7.43㎡未満200施設(43%)
7.43~15㎡未満217施設(47%)
 (ガイドラインの基準:7.43㎡以上
住宅扶助面積減額対象:15㎡以下)
- 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:
 - 食費 453施設(84%) 28,207円
 - その他の費用 469施設(87%) 15,597円

結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満



児童扶養手当の支払回数の見直し

- 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

<見直し案>

2019(平成31)年4月支払				8月支払				11月支払			2020年1月支払		3月支払	
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日) 抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日) 抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

(参考) 附帯決議

衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年4月25日）

- 一 経済的に困窮する単身者や高齢者の増加、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占める現状等を踏まえ、一般の年金受給者との公平性にも留意しつつ、高齢者に対する支援の在り方を含め、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度全体の見直しに係る検討を行うこと。
- 二 明らかに過剰な頻回受診の適正化を図るため、最低生活保障との両立の観点を踏まえつつも、医療扶助費における窓口負担について、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討を行うこと。
- 三 各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる改善を含む必要な措置を講ずるよう、検討すること。
- 四 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。
- 五 一部の生活保護受給者において、ぱちんこ等のギャンブルに過度の生活費をつぎ込むといった生活保護の目的に反した支出が行われている例があることを踏まえ、家計管理への支援やギャンブル等依存症に対応した医療機関等との連携を含む適切な助言や支援の実施を推進すること。

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月31日）①

- 一 経済的に困窮する単身者や年金だけでは最低限度の生活を維持できない高齢者の数が増加し、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占めるに至った現状等を踏まえ、単身者や高齢者に対する支援の在り方や、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度それぞれの理念や目的の達成を確保する観点からの両制度の有機的な連携の在り方を含め、制度全体の見直しに係る検討を行うこと。
- 二 新たに定められる基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮など多様な理由や生活環境により自立に向けた支援を必要とする者に対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や国民への周知・啓発を徹底すること。また、支援が必要な者をできるだけ早期に適切な支援につなげるとともに、断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
- 三 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が努力義務化されることを受け、両事業に地方自治体が取り組みやすくなるように必要な支援措置を講じつつ、今後三年間で集中的に実施体制の整備を進め、全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指すこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差の是正を図りながら、次期改正における必須化に向けた検討を行うこと。
- 四 生活困窮者就労準備支援事業については、求職者支援制度を始めとする他の就労支援関連施策との整合性と連続性を図りつつ、生活安定のために有効な支援のための施策について更なる検討を行うこと。
- 五 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等の経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。

- 六 就労支援期間中の講習・企業実習等に要する交通費等の支給や、子どもの学習・生活支援事業における食事や教材の提供など、支援の効果を高めるための方策について、運用上柔軟な対応を行うとともに、今後の更なる拡充に向けて検討を行うこと。
- 七 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。
- 八 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底すること。また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。
- 九 各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる拡充を含む必要な措置を講ずるよう検討すること。また、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図るなど、適切な人員体制を確保すること。
- 十 後発医薬品の使用の促進は全ての国民が等しく取り組む課題であることを再確認し、医療扶助に係る後発医薬品の使用に当たっては、患者の心身の状況を踏まえた対応となるよう十分に留意するとともに、医師等から生活保護受給者に対し説明が十分に行われるよう指導を徹底すること。また、医療扶助においては、入院における精神・行動の障害の占める割合が高いことを踏まえ、その改善に向けた対策を早期に行うこと。

十一 生活保護世帯の子どもへの進学支援については、貧困の連鎖を解消し、教育の機会均等を確保する観点から、更なる改善と拡充に向けて、進学準備段階に必要とされる支援の在り方や、進学時の世帯の取扱いも含めて早期に検討を行い、給付型奨学金の検討・実施状況も踏まえ必要な措置を講ずること。また、進学準備給付金の支給に当たっては、個々の実情に柔軟に対応した支給基準とするよう努めること。

十二 自立に向けた安定的な暮らしと地域とのつながりを担保できる住居の確保が必要不可欠であることから、引き続き必要かつ十分な住居の整備に努めるとともに、無料低額宿泊所に対する規制強化や良質な日常生活支援を提供する仕組みの創設に当たっては、支援関係者の意見を十分に踏まえて最低基準や利用対象者等の制度設計を行うこと。また、無届施設も含めた防火・防災対策を推進するため、地方自治体において施設の設置状況、利用者の生活等に係る実態を詳細に把握し、それらの情報が関係機関に確実に共有されるよう指導を徹底するとともに、施設運営者に対する財政上の措置を含めた適切な支援の在り方を検討すること。

十三 生活保護制度は、憲法第二十五条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であることから、生活保護基準の次期改定に向けて、関係者の意見も踏まえつつ、最低限度の生活水準を下回ることがないように十分に留意するとともに、新たな検証方法の開発に早急に取り組むこと。また、憲法が保障する最低限度の生活を営むために必要な生活費の在り方や、より正確に生活保護の捕捉状況を把握する方法について検討を行うこと。

十四 生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること。また、生活保護基準の見直しにより、保護が受けられなくなった世帯の数や対応状況等の把握に努めること。

十五 児童扶養手当の支払方法については、隔月支給の実施状況やそれによる効果などを検証しつつ、将来的に毎月支給とすることも含めて検討すること。

十六 専門職の資格を取得することがひとり親家庭の自立した生活の確保に資することから、高等職業訓練促進給付金等の自立支援給付金について、その利用が促進されるよう周知を強化するとともに、本人の希望や地域の雇用動向を踏まえた資格が取得できるよう努めること。

十七 学校における健康診断の事後措置について、文部科学省と厚生労働省が連携して家庭に対して必要な受診を促すよう取り組むこと。

各種改正事項について

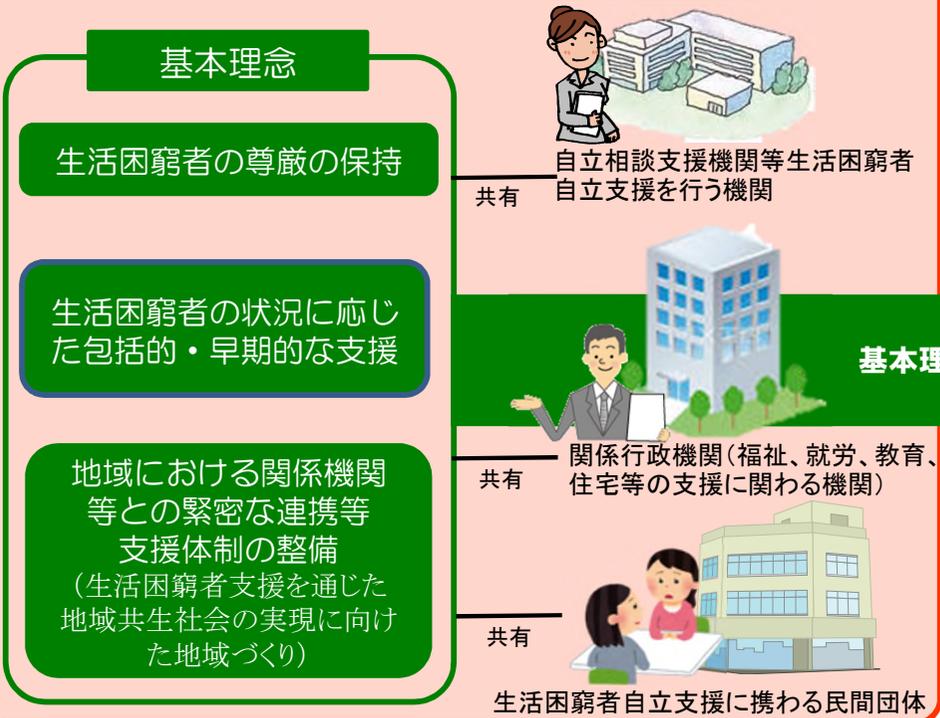
改正法の概要

- 改正法において、生活困窮者の自立支援の基本理念として、以下の内容を明確化。
 - ① 生活困窮者の尊厳の保持
 - ② 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③ 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備
- また、生活困窮者の定義について、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成29年12月15日）（抜粋）

- 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
- その際、社会的に孤立しているために、失業や病気、家族の変化等生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至ってしまう危険性をはらんでいる状態にある人や、高齢期になって生活困窮に陥ることが懸念される人についても、早期に、かつ予防的な対応を行うことが重要であることを認識する必要がある。
- また、生活困窮者自立支援は、これまでの縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、①生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、本人の意欲や想いに寄り添って支援すること（生活困窮者の自立と尊厳の確保）、②生活困窮者自立支援を通じて地域づくりにつなげていくことといった観点が必要である。
- こうした点に鑑み、生活困窮者自立支援制度は現行制度上位置付けられている支援だけで完結するものではなく、様々な機関、関係者との連携のもとで展開されることを前提とした制度であることを踏まえ、多様な関係者間で共有を一層図るため、法令において生活困窮者の定義や目指すべき理念を明確化すべきである。

生活困窮者自立支援に携わる関係機関



背景事情も踏まえた支援

基本理念を踏まえた支援



新規相談者の特性（抱える課題）



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

関係者間で共有を図り、早期的・予防的観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていく

(1)－2 基本理念の明確化

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

基本理念の明確化

■ 改正の趣旨

- 生活困窮者自立支援制度の目指すべき理念については、従来より、運用の中で、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者支援を通じた地域づくり」といった観点から生活困窮者に対する包括的な支援を実施。
- 生活困窮者に対する自立の支援は、実施主体である自治体やその委託を受けた事業者では完結するものではなく、生活困窮者の生活と関わりのある事業を行う関係機関、民間団体、地域住民といった様々な支援者との連携及びこれらの者からの協力によって実施されるもの。
- このような多数かつ他分野にわたる関係者間において、これまでの運用の中で示してきた理念の明確化を図ることで、生活困窮者の自立支援に係る基本理念を共有し、共通認識とすることでより一層の効果的な支援を目指すもの。

■ 改正内容のポイント

- 「生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ」(第二条第一項関係)
 - 生活困窮者の多くは、自信や自己有用感や自尊感情を失っており、傷つきやすくなっていることを考慮した支援を行う。従来から運用で示してきた制度の目指す目標である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」を明示したもの。
- 「生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない」(第二条第一項関係)
 - 生活困窮者の多くは、失業、知識や技能の不足等による就職活動・定着の困難性、病気、メンタルヘルス、社会的孤立等様々な課題を複合的に抱えていることから、そうした課題を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら本人の状況に応じた支援を行う。従来から運用で示してきた支援の形である「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」を明確にしたもの。
- 「地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない」(第二条第二項関係)
 - 多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対する包括的な支援を行っていくためには、様々な分野との連携が必要であり、公的部門のみで対応できない場合には、インフォーマルな支援や地域住民の力も必要。
 - このため、生活困窮者の早期発見や見守りといった観点も含め、地域における様々な分野の社会資源の連携の促進・活性化など関係機関・民間団体との緊密な連携を図り、支援体制の整備を行うもの。(生活困窮者自立支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくりという制度目標、「分権的、創造的な支援」という形を明確にしたもの。)
- 「その他必要な支援体制の整備」(第二条第二項関係)について
 - 昨年改正された社会福祉法による、地域共生社会の実現に向けた、市町村による包括的な支援体制づくりを念頭に置いたもの。具体的には、
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協同して、複合化した地域生活課題を解決するための体制といった体制づくりを想定。

(参考)社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 (略)

(1)－3 定義の明確化

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(定義)

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2～6 (略)

定義の明確化

■ 改正の趣旨

- 生活困窮者自立支援制度は、施行当初から、現行の生活困窮者の定義のもとで、「断らない相談支援」が実践され、縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える方々を広く対象として、就労支援のみならず、家計相談支援や住まいの確保など個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施することにより、その自立を促進。
- こうした生活困窮者自立支援の実践を踏まえ、本改正は、経済的な困窮に至る背景事情を入念的に明示し、関係者間において共有を進めるためのものであり、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくことを趣旨とするもの。
- なお、本改正は、支援対象者自体を変更するものではないが、失業を背景事情とする経済的困窮のみを対象とするなど、対象者を狭く捉えるという抑制的な運用にならないよう改めて明示的に確認することも目的としている。

■ 改正内容のポイント

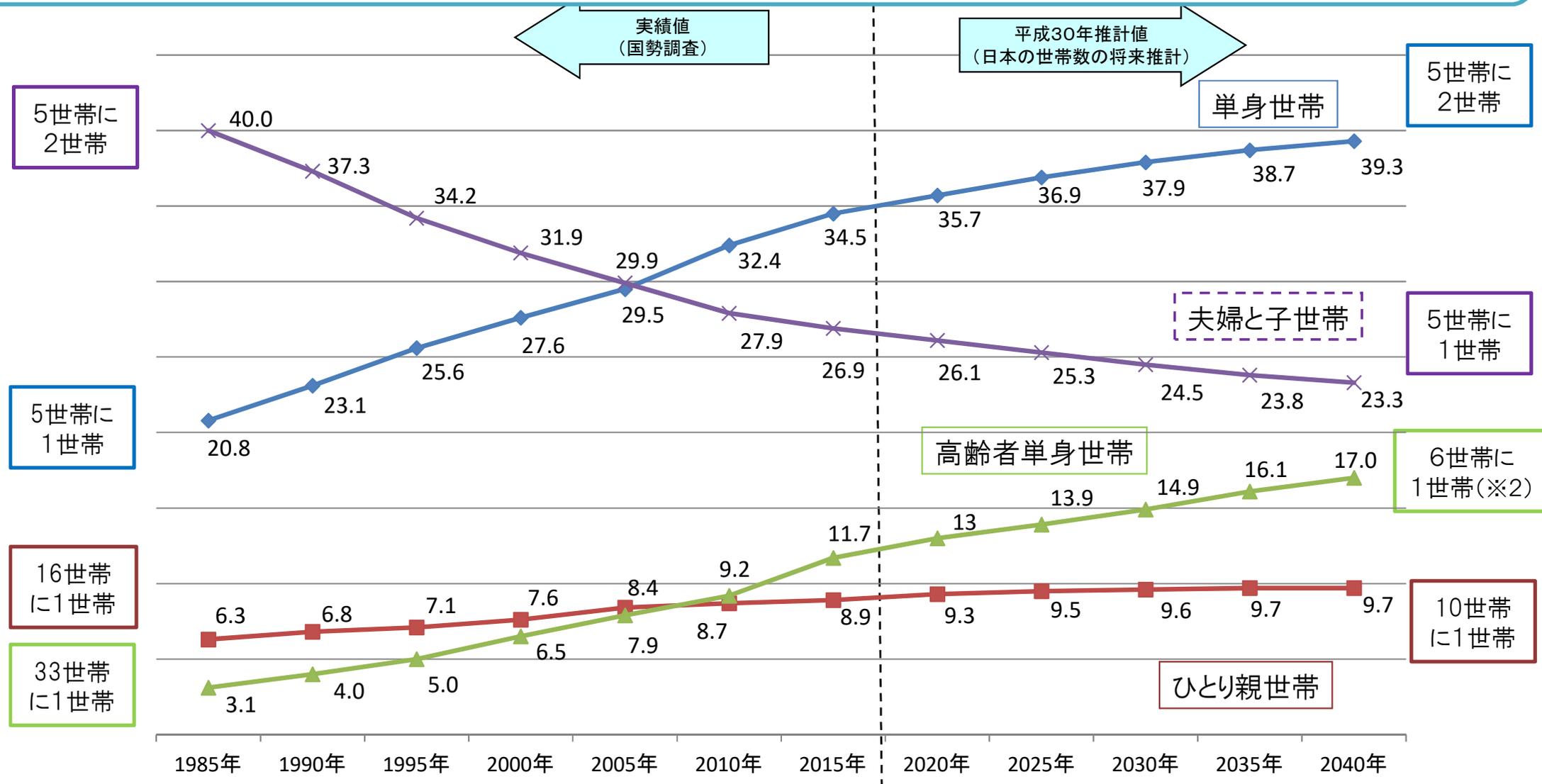
- 経済的な困窮に至る背景事情として、生活困窮者の抱える課題(新規相談者の特性)に係る調査結果も踏まえ、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示。
- 「地域社会との関係性」については、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の程度(希薄化等)を意味するもの。
- 「その他の事情」については、
 - ・ 住まいの状況(何らかの事情で住まいを失いかねない状況にあるなど)
 - ・ 家計の状況(自ら家計管理がうまくできない状況にあるなど)等が含まれる。

(参考)いわゆる「社会的孤立」について

- いわゆる「社会的孤立」については、その定義は専門家等にとっても様々であるが、一般的には、家族や地域社会との交流が著しく乏しい状態であると考えられる。
- この「社会的孤立」につながる状況は、個人によっても様々であるが、
 - ・ 客観的な状態としては、高齢者等の単身世帯、ひきこもり、長期離職の状況等が考えられ、
 - ・ 主観的な状態としては、「頼れる人の有無」や会話の頻度から測られる。
- こうした「社会的孤立」は、本人にとって、自立への意欲を喪失させ、自己有用感を持たずに、生活困窮を深めていくこととなるとともに、地域や社会にとっても、その活力を失い、地域社会の基盤を脆弱化させていきかねないものと考えられる。

(参考) 世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



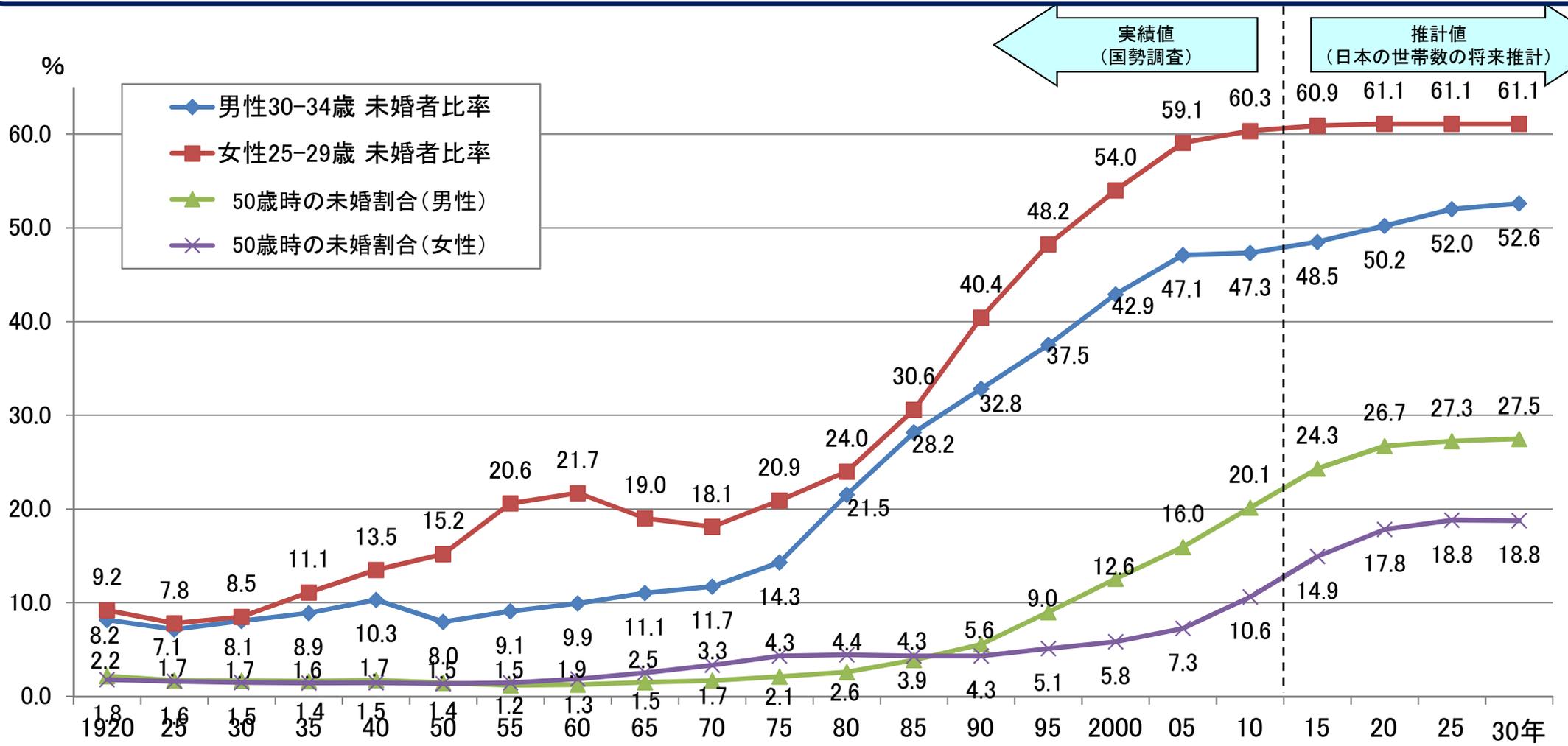
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

(参考)50歳時の未婚割合の推移

- 50歳時の未婚割合は、急速な上昇を続けており、2010年の実績では、男性が約20%、女性が10%強となっている。これが2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれる。
- このような者は、将来、高齢単身世帯となる可能性が高く、身近な生活上のニーズや孤立等のリスクに脆弱な単身高齢者が今後増加していく可能性が高いと考えられる。



資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」
 注1: 男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。
 注2: 2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳~49歳の未婚率と50歳~54歳の未婚率の平均。

(参考) 会話の頻度(性別・年齢階級別)

- 「人とあいさつ程度の会話や世間話をするか(電話での会話も含む)」の頻度について、性別・年齢階級別にみると、60歳未満の各年齢層では、性別・年齢階級による差はみられない。
- 一方、60歳以上でみると、男女とも年齢が高くなるほど会話頻度が減少する傾向にあり、特に男性では、その傾向が顕著である。

年齢階級	総数	会話頻度(%)			
		毎日	2～3日に 1回	4～7日に 1回	2週間に 1回以下
総数	20,505	91	5.1	1.8	2.1
男性					
20～29歳	1,065	92.5	4.1	1.3	2.1
30～39歳	1,569	94.5	2.8	0.8	2.0
40～49歳	1,755	93.2	3.2	1.1	2.4
50～59歳	1,632	92.6	3.7	1.1	2.5
60～69歳	1,938	88.5	5.8	2.5	3.1
70～79歳	1,325	83.2	8.5	3.5	4.8
80歳以上	535	76.1	13.5	4.1	6.4
女性					
20～29歳	1,054	96.2	2.3	0.7	0.9
30～39歳	1,674	97.3	1.4	0.7	0.5
40～49歳	1,790	95.6	2.5	0.8	1.1
50～59歳	1,694	95.5	2.7	1.1	0.8
60～69歳	2,154	90.3	6.8	1.5	1.4
70～79歳	1,541	82.3	10.6	4.6	2.4
80歳以上	779	81.4	11.9	4.6	2.1

(参考) 看護や介護、子どもの世話で頼れる人がいる者の割合(年齢階級別・性別・世帯タイプ別・所得階級別)

【左表】「看病や介護、子どもの世話」で頼れる人がいるか、世帯タイプ別にみると、「頼れる人がいない」又は「人には頼らない」と答える者の割合は、単独世帯で明らかに高い。年齢階級別と性別に比較すると、その傾向は、それぞれ、65才未満が65歳以上よりも、男性が女性よりも顕著となっている。

【右表】同様に、所得階級別にみると、等価世帯所得が低いほど、「頼れる人がいない」又は「人には頼らない」と答える者の割合が高い傾向にある。年齢階級別に比較すると、その傾向は65歳未満においてより顕著となっている。

65歳未満

世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼らない(%)
総数	13,857	4.9	4.6
男性			
子どもがない世帯			
単独世帯	812	21.8	17.0
夫婦のみ世帯	959	3.1	4.9
その他世帯	2,461	5.6	6.1
子どもがある世帯	2,482	2.4	2.9
子ども有無不明	1	△	△
女性			
子どもがない世帯			
単独世帯	473	11.2	8.2
夫婦のみ世帯	1,186	4.4	3.3
その他世帯	2,604	3.7	4.2
子どもがある世帯	2,877	2.6	1.7
子ども有無不明	2	△	△

65歳未満

世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼らない(%)
総数	13,857	4.9	4.6
男性			
第Ⅰ10分位-第Ⅲ10分位	1,205	10.3	8.1
第Ⅳ10分位-第Ⅶ10分位	2,679	5.6	5.6
第Ⅷ10分位-第Ⅹ10分位	2,701	4.4	5.2
所得不明	130	8.5	12.3
女性			
第Ⅰ10分位-第Ⅲ10分位	1,592	6.4	4.4
第Ⅳ10分位-第Ⅶ10分位	2,819	4.0	3.5
第Ⅷ10分位-第Ⅹ10分位	2,583	2.2	2.4
所得不明	148	4.1	3.4

65歳以上

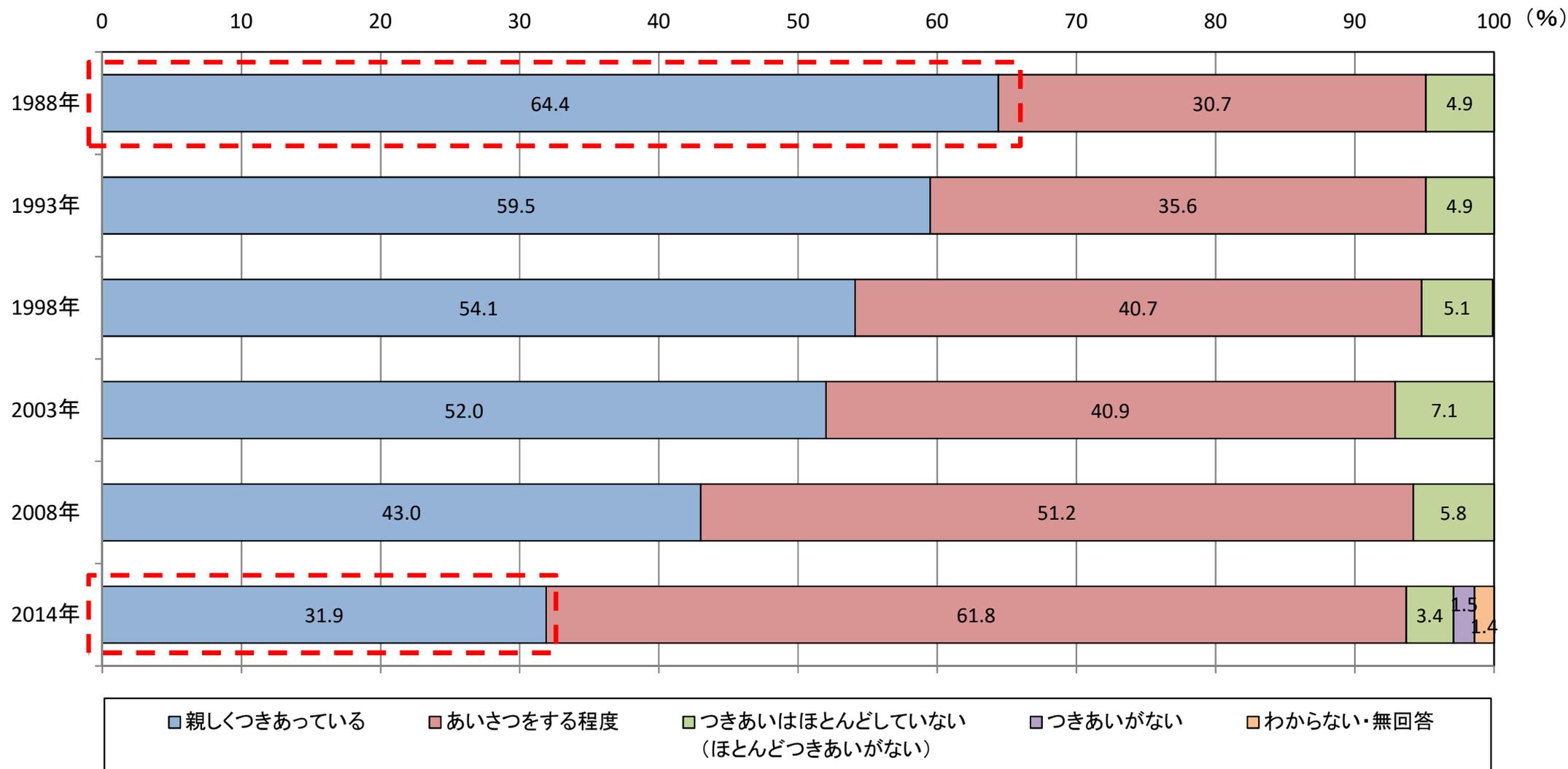
世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼らない(%)
総数	5,267	3.5	3.9
男性			
子どもがない世帯			
単独世帯	186	18.8	10.2
夫婦のみ世帯	1,200	2.9	3.3
その他世帯	841	1.5	3.6
子どもがある世帯	199	1.5	2.0
子ども有無不明	2	△	△
女性			
子どもがない世帯			
単独世帯	508	8.1	7.5
夫婦のみ世帯	882	3.1	3.6
その他世帯	1,165	2.2	3.1
子どもがある世帯	280	1.1	1.8
子ども有無不明	4	△	△

65歳以上

世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼らない(%)
総数	5,267	3.5	3.9
男性			
第Ⅰ10分位-第Ⅲ10分位	626	6.5	4.8
第Ⅳ10分位-第Ⅶ10分位	1,137	2.5	3.4
第Ⅷ10分位-第Ⅹ10分位	550	1.6	2.9
所得不明	115	7.0	7.0
女性			
第Ⅰ10分位-第Ⅲ10分位	906	6.0	4.9
第Ⅳ10分位-第Ⅶ10分位	1,200	2.6	3.9
第Ⅷ10分位-第Ⅹ10分位	596	0.8	2.5
所得不明	137	5.1	3.6

(参考) 高齢者の近隣とのつながりの状況

○ 60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は1988年から2014年で半減しており、高齢世代の地域のつながりも希薄化する傾向にあると考えられる。



資料：2008年以前：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」

注1) 対象は60歳以上の男女

注2) それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。

高齢者の地域社会への参加に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」

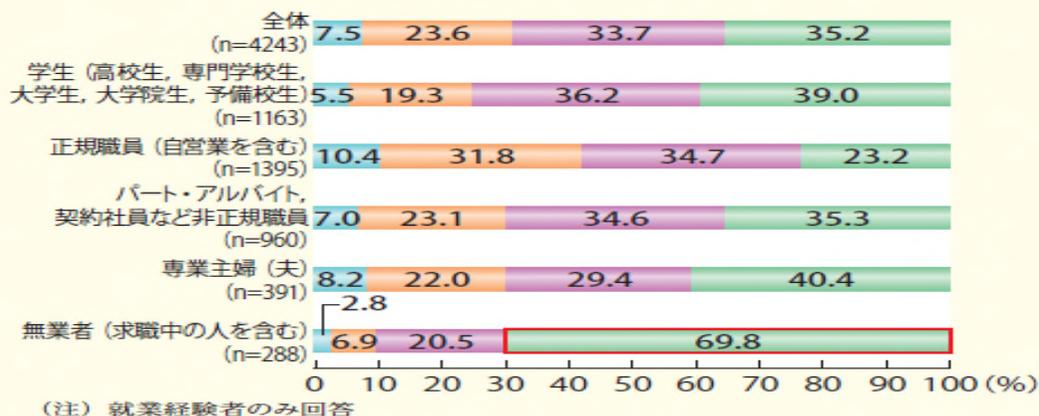
高齢者の日常生活に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあいがいい」、「つきあいがいい」、「わからない」、「無回答」

(参考)若者の社会とのつながりの状況①

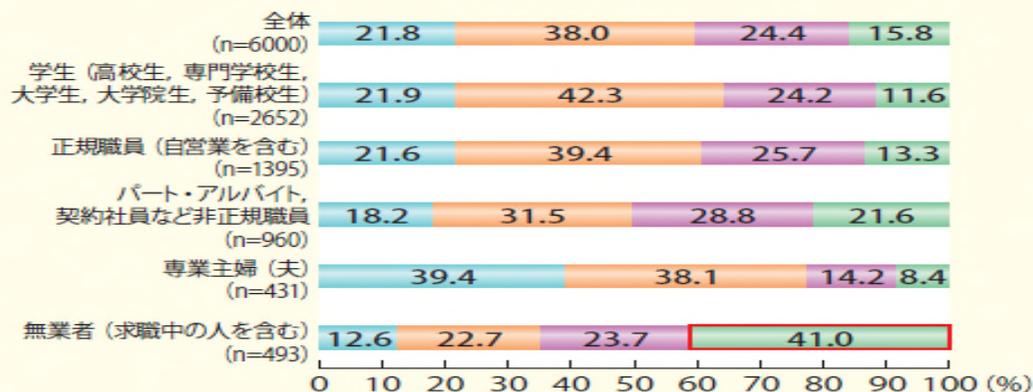
- 15～29歳の若者を対象とした調査では、「家族・親族」や「学校で出会った友人」の中に、「何でも悩みを相談できる人がいる」と答えた者の割合が高い。
- 一方で、無業者に限ってみると、「家族・親族」や「学校で出会った人」を含め、「何でも悩みを相談できる者がいる」と「思わない」と答える割合が顕著に高く、社会とのつながりが希薄である状況が確認できる。

就業・就学の状況別のつながりの認識

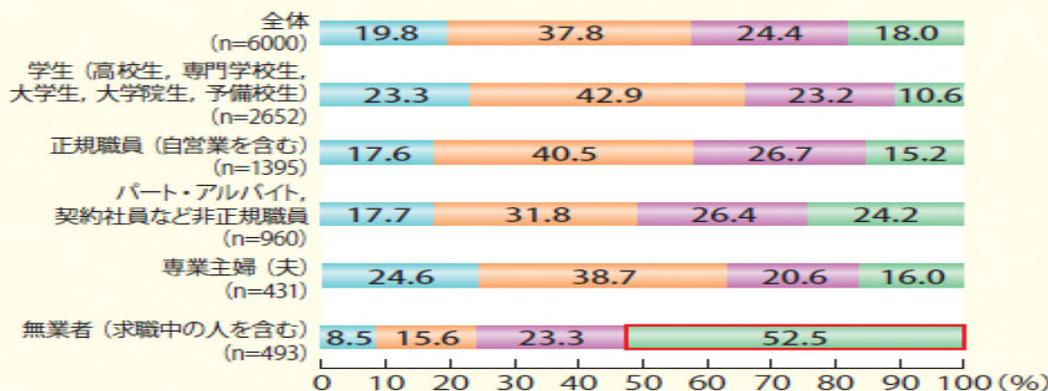
(1) 職場・アルバイト関係の人



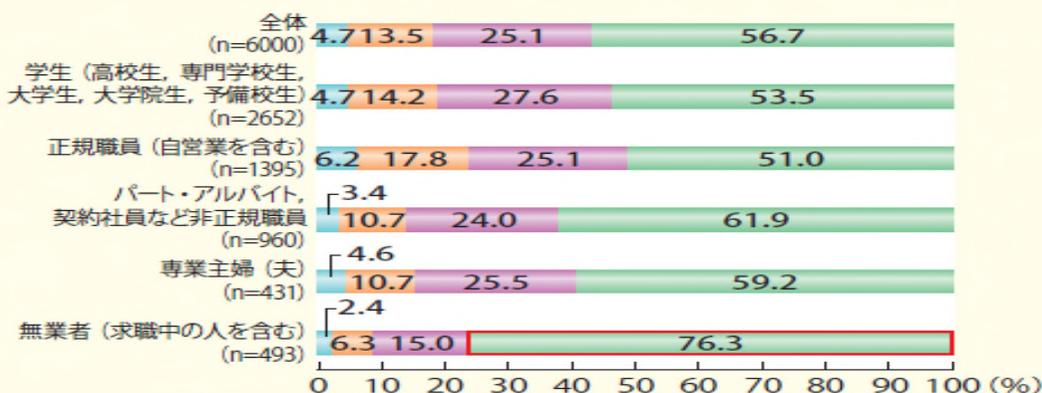
(2) 家族・親族



(3) 学校で出会った友人



(4) 地域の人

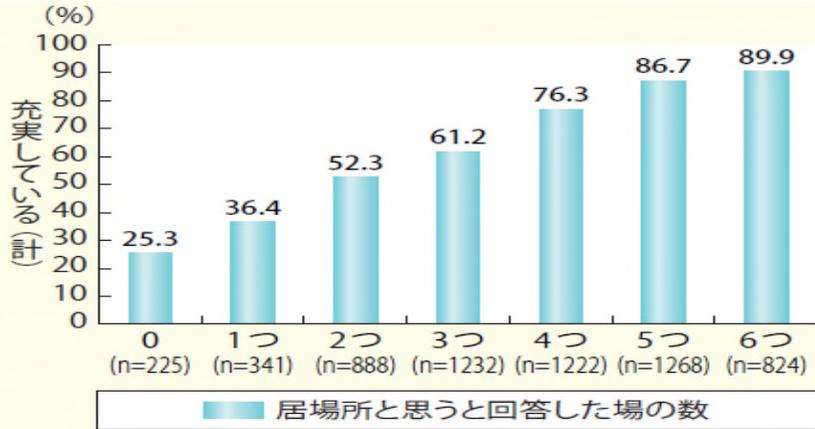


何でも悩みを相談できる人がいる
 ■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

(参考)若者の社会とのつながりの状況②

○ 居場所の数が多いほど、若者の生活の充実度は高まる傾向にあるが、無業者については、そのほかの若者と比べて、居場所になっていると思う場の数が少なく、生活の充実度も低い傾向にある。

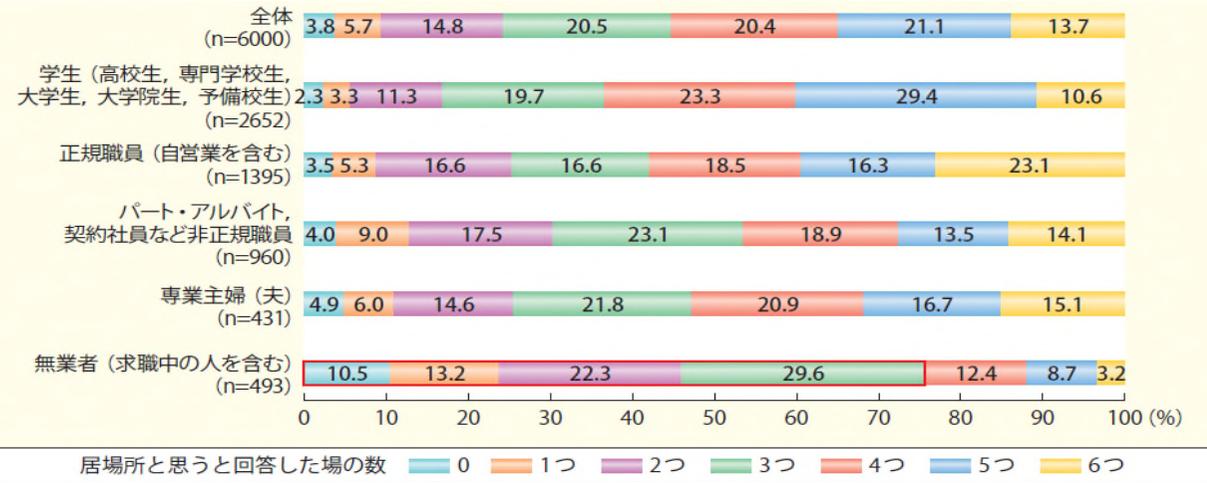
居場所の数別の生活の充実度



(注) 6つの場について居場所になっていると思うかをたずねた質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した場の数別に、現在の生活について「充実している」、「どちらかといえば充実している」と回答した者の割合。

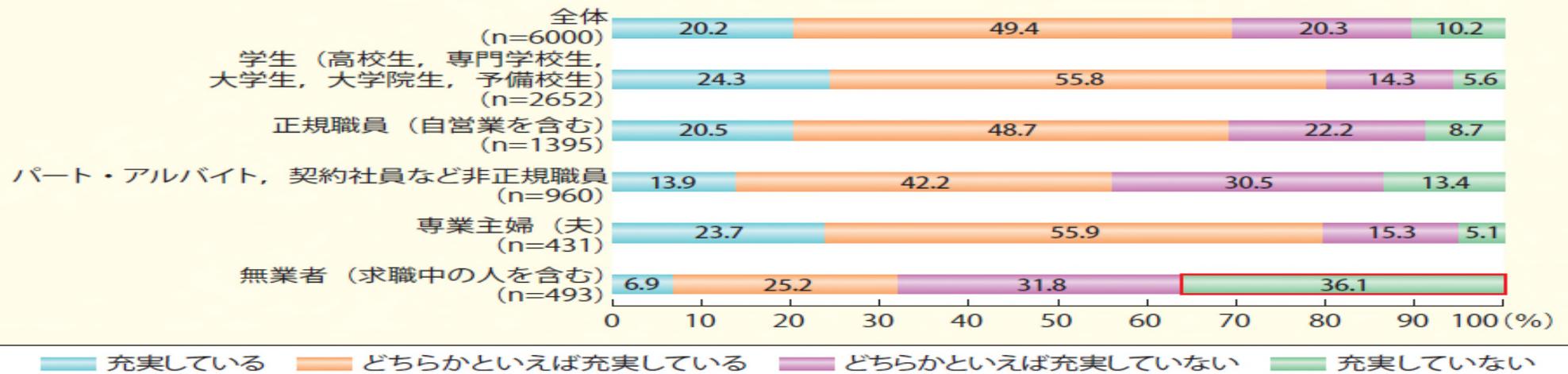
(注) 居場所の数は、①自分の部屋、②家庭、③学校、④職場、⑤地域、⑥インターネット空間の6つの場のうち、自分の居場所があるかという質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答のあった場の数の合計。

就業・就学の状況別の居場所の数



(注) 就業・就学の状況別に、居場所になっていると思うかをたずねた質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した場の数の割合。

就業・就学の状況別の生活の充実度



改正法の概要

○ 生活困窮者本人の状況に応じた適切な支援を提供するための生活困窮者自立相談支援事業について、その内容の拡充等を図る。

(傍線の部分が改正部分)

改正後	現行
<p>(定義) 第三条 (略) 2 (略)</p> <p>一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業</p> <p>二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業(第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。)の利用についてのあっせんを行う事業</p> <p>三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業</p> <p>二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業(第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。)の利用についてのあっせんを行う事業</p> <p>三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業</p> <p>3～6 (略)</p>

自立相談支援事業の強化

○支援内容の明確化

■ 改正の趣旨

- 生活困窮者自立相談支援事業において、相談等の内容に応じて早期に支援が受けられるよう関係機関との速やかな連絡調整が行われることは、自立支援を行う上で効果的。

■ 改正内容のポイント

- 自立相談支援事業の機能に「関係機関との連絡調整」を追加。
- この「関係機関との連絡調整」の具体的な内容については、ハローワークへの同行支援等を想定。

○相談主体の明確化

■ 改正の趣旨

- 生活困窮者本人への効果的な支援を行うためには、本人のみならず、その家族(ex 別居している兄弟)その他の関係者からの相談も広く受け止めていく必要。

■ 改正内容のポイント

- 相談主体として、「生活困窮者の家族その他の関係者」を追加。

○「一体的」な支援から「包括的」な支援への改正

■ 改正の趣旨

- 現行の「一体的」な支援とは、支援提供側の観点から、関係者が連携して支援を行う支援の体制を指すもの。一方、「包括的」な支援とは、支援の受け手となる者の観点で、個々人の課題等に合わせて、様々な支援を組み合わせ、いわゆるオーダーメイドの支援がなされることを指すものであり、この「一体的」な支援は「包括的」な支援に包含される。
- 複合的課題を抱える傾向にある生活困窮者に対する支援を行う際には、「包括的」な支援を行うことが効果的。

■ 改正内容のポイント

- 基本理念の規定(第2条第1項関係)において、「包括的」な支援を謳っていることも踏まえ、「一体的」な支援を「包括的」な支援に改正。

改正法の概要

- 家計相談支援事業について、より効果的な支援内容に見直すとともに、新たな支援内容を表すのに適切な名称に改正する。

(傍線の部分が改正部分)

改正後

(定義)
第三条 (略)
2~4 (略)
5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。
6 (略)
(削る)

現行

(定義)
第二条 (略)
2~4 (略)
(新設)
5 (略)
6 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)をいう。

家計相談支援事業の支援内容の見直し

■ 改正の趣旨

- 家計相談支援事業については、「支出の節約に関する指導その他の指導」と定義されているが、自治体における実践では、
 - ・ まず、生活困窮者とともに、家計の状況を明らかにし、
 - ・ 家計再建に向けた収支の見直しをともに考え、
 - ・ 生活困窮者が主体的に家計を管理する意欲を高めるための伴走支援を行うといった、一方的な「指導」ではない支援が効果的といった現場の声が強い。
- また、家計相談支援事業については、3年間の事業の実施の中で、自立相談支援とは異なる家計改善支援の専門性が明確になってきている。
- これらを踏まえ、改正するもの。

■ 改正内容のポイント

- 名称を「家計相談支援事業」から「家計改善支援事業」に改めるとともに、自立相談支援事業との調整に係る規定を削除。
- 支援内容については、「指導」を行う事業ではなく、生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援との位置づけを明確化。

改正法の概要

○ 改正法において、事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日)(抜粋)

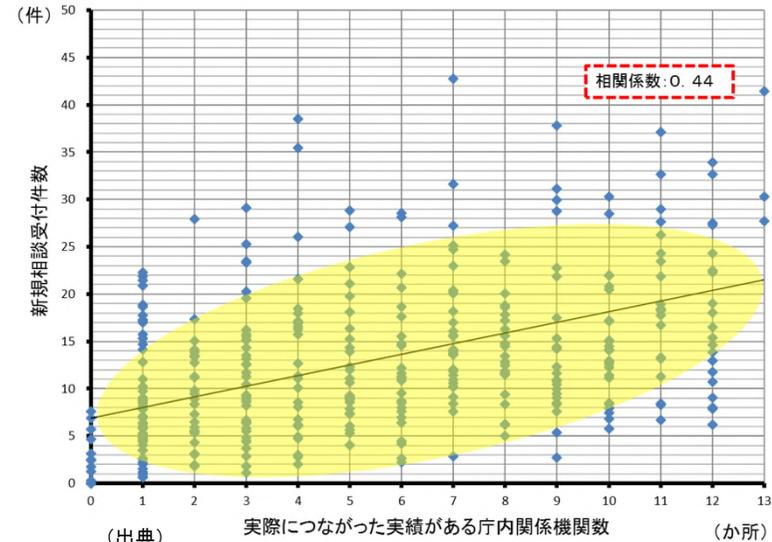
(関係機関との連携)

- そうした自ら支援を求めることが難しい人に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握だけではなく、その他の関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関における相談に確実につなげていくことが必要である。
- 実際に、自立相談支援機関につながった実績がある庁内関係機関が多い自治体ほど、新規相談件数が多くなっている状況も踏まえれば、関係機関からの連携を強化することにより、多くの自立相談支援機関の相談に結びつくものと考えられる。
- 高齢者に対する包括的な支援の拠点である地域包括支援センター等その他の相談機関もあることから、適切な役割分担をしつつ、連携・協力を行っていくことが重要である。

(地域との連携)

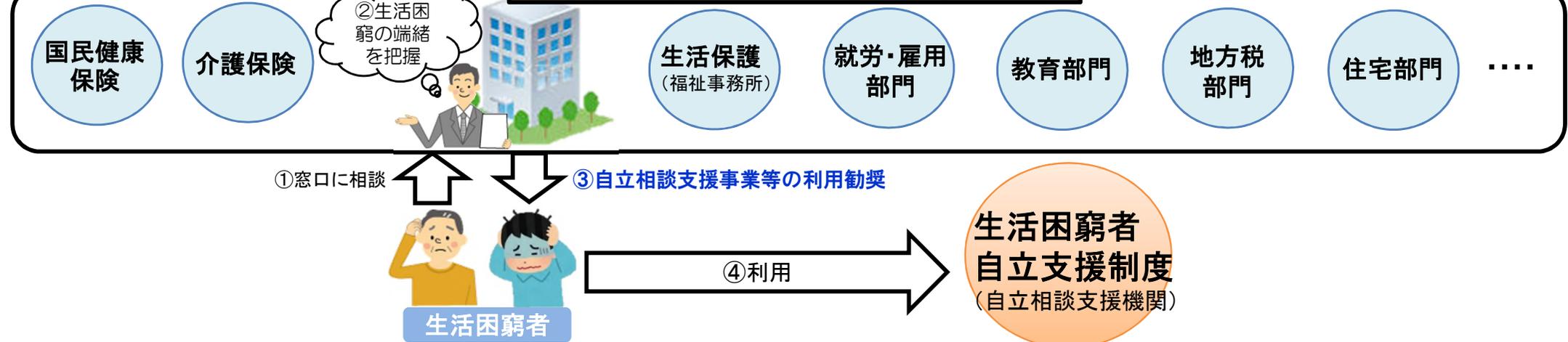
- 生活困窮者の自立支援に当たっては、地域に互助の関係づくりや参加、就労の場を求め、地域との関係づくりをすることが必要である。
- 現在進められている地域共生社会の実現に向けた取組の中では、世帯の中で課題が複合化、複雑化していたり、制度の狭間にあたり、支援を必要とする人が自ら相談に行くことができず孤立を深めていたりするなど、表に出にくい大変な状況にある人や世帯に、民生委員や自治会なども含めた地域の様々な主体がその活動の中で気づき、適切な相談体制につなげ、支援を必要としていた人自身が「支えられる」だけでなく「支える」側に回るような、地域力を強化するための取組が進められている。
- こうした体制整備については、平成29年通常国会で改正された社会福祉法においても規定され、全国の自治体で取組が始められている。
- こうした地域力強化の取組が進むことで、地域で把握された課題を抱える世帯が自立相談支援機関につながることが期待される。自立相談支援機関が、こうした地域から浮かび上がってくる課題をしっかりと受け止めるとともに、多機関が協働して解決につなげていく体制の中核の役割を果たすことが期待されている。
- このように、生活困窮者の存在に気づいた関係行政窓口等(税、国保、介護保険、公営住宅、水道、学校、生活保護等)や、様々な福祉関係の相談機関、地域における活動(居場所・拠点づくり、分野を問わない「丸ごと」相談など)から自立相談支援機関への利用につながるよう、必要な場合に、それらの関係機関から自立相談支援機関の利用を勧めることを促進するなど、関係機関間の連携を促進すべきである。

関係機関との連携(①新規相談件数の関係)



(出典) 自立相談支援機関を直営で運営している363自治体についてのデータ。横軸の相談がつながってきた関係機関の箇所数については、「自立相談支援機関の連携状況に関するアンケート」(H27.12実施)による。生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、ひとり親、保健、年金、国保、市税、市営住宅、消防、教育委員会、水道の13機関から「実際につながった実績がある」機関数をとったもの。

事業実施自治体における各部局(窓口)



関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につなげていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を展開

(4) 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設②

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(利用勧奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

■ 改正の趣旨

- 生活困窮者自立支援制度については、施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいるとの指摘がある。
- また、生活に困窮する方の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の窓口にとどり着くことが難しい人もいる。
- このため、支援を必要とする人が相談に来るのを待っているのみでなく、その方に相談支援が「届く」ようにするアウトリーチの観点が必要。
- そうした自ら支援を求めることが難しい人に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握だけではなく、その他関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関における相談に確実につなげていくことが必要。
- 実際に、法の施行状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、新規相談件数が多いとの結果も出ている。
- こうしたことを踏まえ、改正法においては、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において生活困窮者を把握した場合に、生活困窮者本人に対し、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を行う努力義務としたもの。
- これにより、多くの生活に困窮する人を自立相談支援機関の相談窓口につなげていくことを目的とするもの。

今後の対応

- 本改正を踏まえ、自治体において、積極的に生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を進めるため、住民の経済的困窮に気づく可能性のある業務に関し、利用勧奨を行っていただきたい具体的な場面やその効果的な手法等に関する通知を発出する予定。
- 当該通知も踏まえ、自治体内の関係部局との連携強化を促進し、多くの生活困窮者が着実に自立相談支援機関の相談窓口につなげていく。

(5) 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置①

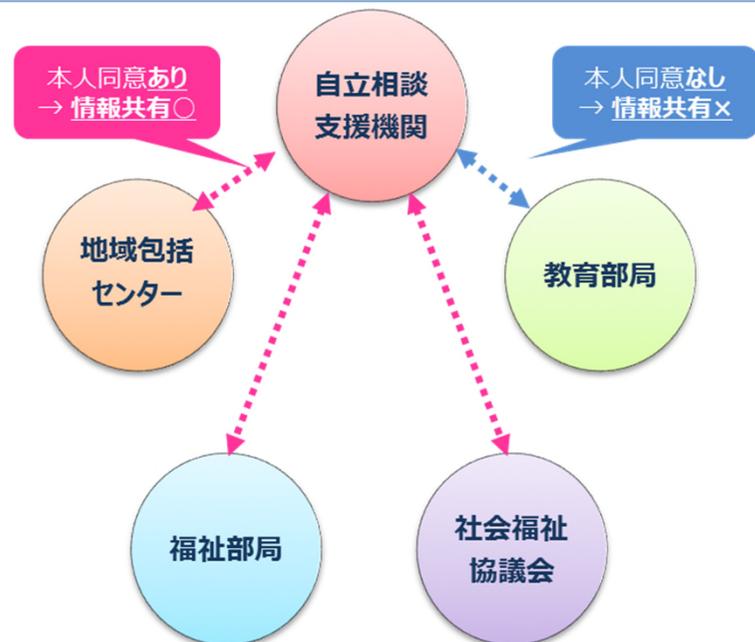
平成30年10月1日
施行

- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視**されてきた。
- このため、改正法では支援会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけること**によって、**支援関係者間の積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを新設**した。

※ **支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば**、各自治体の判断で「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など**既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない**。

現行制度における課題

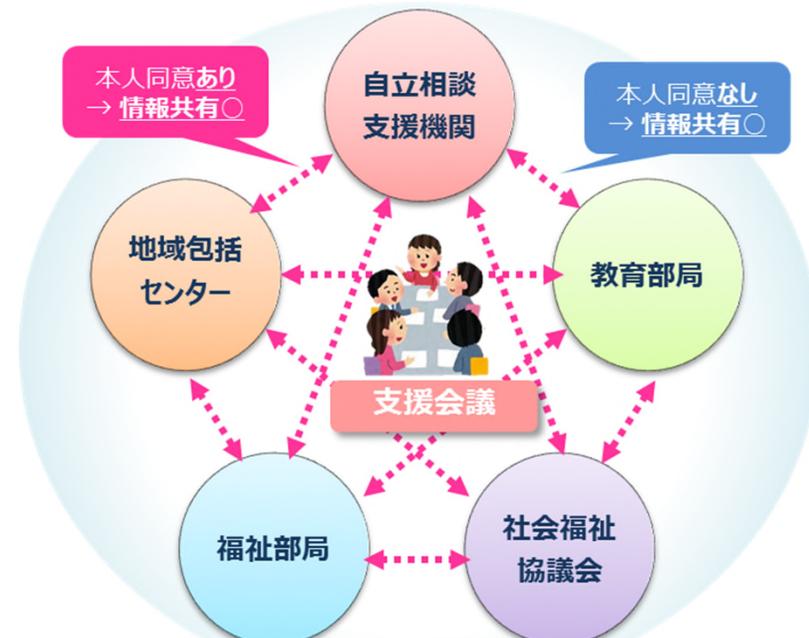
- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
 - ・ 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
 - ・ 同一世帯の様々な人が別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているがそれらが世帯全体の課題として把握・共有されていないケース等の中には、**世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケース**がある。



各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
 - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**



支援会議における守秘義務

(5) 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置②

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関する団体、当該支援に関する職務に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

第二十八条 第五条第三項(第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

■ 改正の趣旨

- 関係機関との情報共有については、自立相談支援事業における相談時にその包括的な同意を取りつつ、個々の情報共有の際には、その都度、本人の同意を得ながら支援することが基本。
- しかしながら、「本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース」や「同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談にきているが世帯全体の課題として共有されていないケース」など、本人の同意がないケースであったとしても、情報共有が必要なケースが存在。
- そうしたケースの中には、世帯全体として状況を把握してはじめて、深刻な困窮状態にあつたり、困窮状態に陥る可能性の極めて高い状態にあることが明らかになるケースもあり、情報共有により、緊急度が高いケースであることを踏まえた支援が可能となる。
- こうしたことを踏まえ、改正法において、生活困窮者の支援に関わる関係者により構成される「支援会議」を創設。

■ 改正内容のポイント

● 支援会議の創設(第九条第一項関係)

- 都道府県等は、生活困窮者支援に関する関係者を構成員とする支援会議を設置することができる。構成員としては、自治体の職員、自立相談支援事業の支援員、その他の法定事業の支援員、地域において生活困窮に関する業務を行っている福祉、就労、教育その他の関係機関、教育委員会・学校関係者、社会福祉協議会、民生委員等が考えられる。

● 支援会議の役割(第九条第二項関係)

- 関係機関で気になっている地域の個々の生活困窮に関するケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方の検討

● 資料の提供等(第九条第三項・第四項関係)

- 上記情報共有や検討のために必要がある場合には、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料・情報の提供等を求めることができる。その求めがあった場合には、関係機関等は協力する。

● 守秘義務(第九条第五項・第二十八条関係)

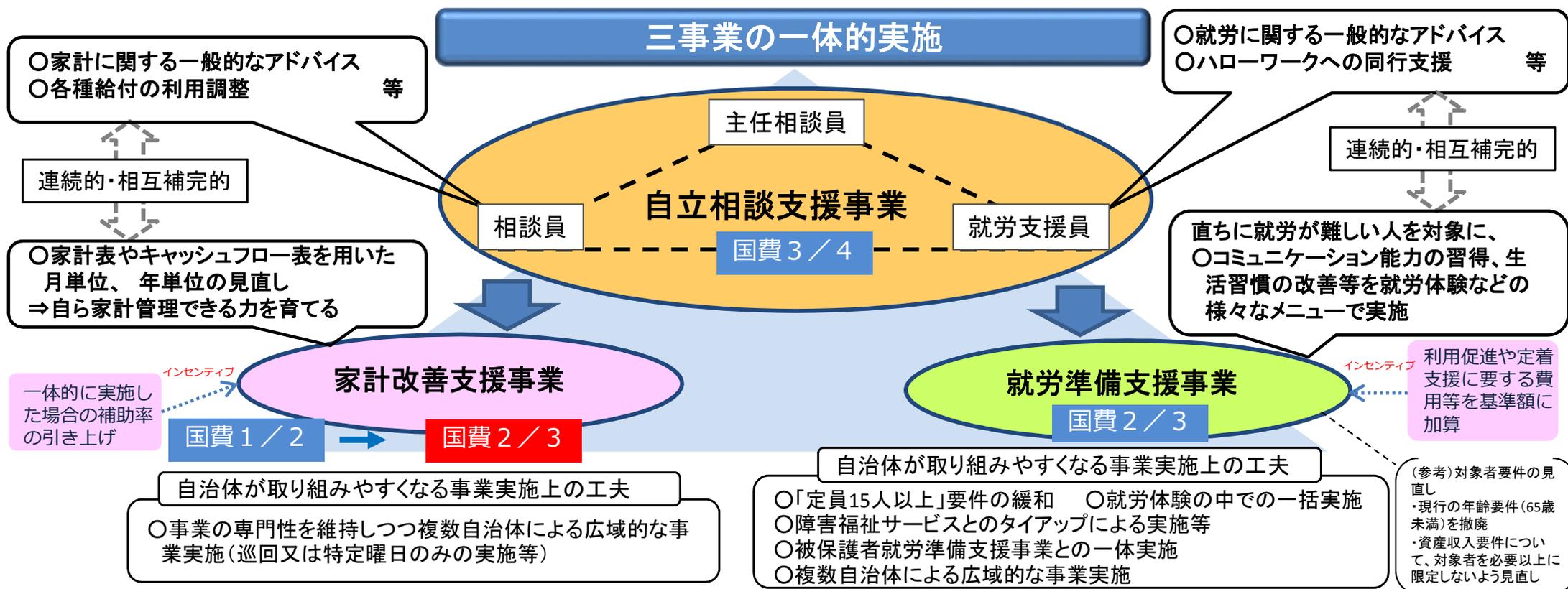
- 情報共有を行う際の運用については慎重に行う必要があることから、この支援会議においては、安心して生活困窮者に関する情報共有等を行えるようにするため、構成員の範囲を定め、この構成員に対して守秘義務をかけている。(違反した場合には、罰則規定あり。)

(6) 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進①

平成30年10月1日施行

改正法の概要

- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。



これらの取組を通じ、自治体の実情に留意しながら、3年間の集中実施期間での完全実施を目指す

(6) 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進②

■ 就労準備支援事業・家計相談支援事業の実施の努力義務化の背景

就労準備支援事業

- その対象となるのは、ひきこもりや長期間就労することができていないなど、直ちに一般就労することが難しい人であり、規模の小さい自治体でもそのような人は存在。
- 直ちに一般就労することが難しい人への支援は、地域共生社会の実現の観点から、支えられる側が支える側に回れるようになるための支援としても意義がある

家計相談支援事業

- 家計の状況を把握することが難しい人や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい人は、規模の小さい自治体も含めてどの自治体にも存在。
- 家計相談支援は、こうした人たちに対し、家計に関する課題のより踏み込んだ相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、将来の見通しの中で自ら家計管理できるようになるといった専門性を有するもの。
- 家計に関する一般的なアドバイスや各種給付の利用調整、多重債務解消のための手続きの支援を中心とした自立相談支援で行うことができている家計面の支援とは専門性やアプローチが異なる

これらの支援は全国どの地域でも提供されるべきであるとの観点から、就労準備支援事業・家計相談支援事業を必須化すべきという意見が多かった一方で、地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある

就労準備支援事業・家計相談支援事業のあり方

就労準備支援事業及び家計相談支援事業については、

- 自立相談支援機関における相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであることから、こうした事業を積極的に行う意思のある自治体への支援が必要
- 自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫を講じるとともに、都道府県による事業実施体制の支援を明確に位置付け、さらに、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の専門性を確保しつつ、自立相談支援事業と連続的・一体的に支援を行うことができるようにすることが重要であり、こうした観点から法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所を設置している自治体で実施されるようにすべき

就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施促進策

両事業の実施率が約4割にとどまっており、また、地域によっては需要が少なかったり、委託事業者等が不足しているという実情もある中、必須化を図ることで全国的な事業の質を確保できるのかという観点も踏まえ、今回の改正では、直ちに必須事業とはせずに、まずは、努力義務化等による自立相談支援事業との一体的実施の促進を図り、自治体の実情にも留意しながら両事業の全国的な実施促進を図る方策を講じることとしたもの

(6) 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進③

■ 自立相談支援事業の実施と併せて、就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に行うこととする理由

● 就労準備支援事業・家計改善支援事業については、自立相談支援機関における相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるもの。

● 三事業間の相互補完的・連続的な支援を高めることにより、生活困窮者に対する効果的な支援が可能。

➤ 自立相談支援事業と就労準備支援事業の関係性

✓ 直ちに就労が難しい人に対し、就労準備支援事業による就労体験や生活習慣の改善の支援を行いつつ、就労に向けた準備が整った段階で自立相談支援事業によるハローワークへの同行支援等を行うといった連続的な支援が可能

➤ 自立相談支援事業と家計改善支援事業の関係性

✓ 自立相談支援事業による家計面も含めた全般的な相談を行う一方、特に自らの家計の状況を把握することが難しい場合には、家計改善支援事業につなげ、月単位・年単位で家計を見直すなど生活の再生に向けた意欲を引き出すといった連続的支援が可能

➤ 就労準備支援事業と家計改善支援事業の関係性

✓ 家計改善支援事業により家計の状況を明らかにした上で、必要となる収入を確保するために一般就労に向けた就労準備支援事業による支援を行うといった相互補完的な関係による効果的な支援が可能

● 三事業間で支援対象者に関する情報共有が円滑になされること

生活困窮者に対する個別支援計画の協議の際に、三事業者がそれぞれ参画すること等により、三事業者間で支援対象者の情報共有が円滑に図られることで、

✓ 自立相談支援事業から就労準備支援事業や家計改善支援事業に支援対象者を円滑につなげることが可能になること
✓ 自立相談支援事業による相談の段階で就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施者にも一緒に話を聞いてもらうことにより事業の利用促進を図ることができること
✓ 就労準備支援事業者や家計改善支援事業者が支援の必要性を感じている対象者を自立相談支援事業者にその対象者の状況等を共有しやすくなることにより、自立相談支援事業につなげやすくなること（「就労準備支援や家計改善支援を「入口」にした支援の開始」）

といった効果も見込まれる。

(6) 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進④

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

2～4 (略)

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

法第7条第5項に基づく指針(告示)(イメージ) ※あくまでもイメージであり、今後変更がありうる。

■ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施の意義・目標

- 自立相談支援事業における相談の出口支援としての必要性
- 今後3年間の集中実施期間の取組による両事業の完全実施を目指した計画的な事業実施の推進 等

■ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業を適切に実施するための方策

- 両事業を未実施の自治体において、事業に取り組みやすくなるような事業実施上の工夫を示し、その実施を推奨。
 - 就労準備支援事業について
 - 就労体験の中での一括実施(日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向けた取組)
 - 障害福祉サービスとのタイアップによる実施など他の地域資源を活用した実施
 - 被保護者就労準備支援事業との一体実施
 - 複数自治体による広域的な事業実施 等
 - 家計改善支援事業について
 - 事業の専門性を維持しつつ、複数自治体による広域的な事業実施(例えば、都道府県巡回又は特定曜日のみの実施等)
 - 消費生活相談における家計相談との連携実施など他の地域資源を活用した実施
 - 被保護者家計相談支援事業との一体実施 等

■ 自立相談支援事業と併せて、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を一体的に実施するための方策

- 三事業の一体的な実施の推進により、生活困窮者に対するより効果的な支援が可能となることから、その推進に係る方策を推奨。
 - 自立相談支援事業による支援調整会議における個別支援計画の協議の際の就労準備支援事業・家計改善支援事業の参画等による支援対象者に関する情報共有の円滑化
 - 三事業におけるそれぞれ事業間の連携による相互補完的・連続的支援 等

■ 都道府県による管内における自治体に対する支援の推進

- 改正法により創設された「都道府県の市等の職員に対する研修等事業」における管内の事業未実施自治体に対する計画的な事業実施体制の構築支援 等

■ 国による都道府県等に対する支援の推進

- 事業実施が低調な都道府県等に対し、ヒアリング・助言等により計画的な事業実施体制の構築を促し、その構築に向けた進捗管理や継続的な支援等を実施 等

(6) 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進⑤

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(国の負担及び補助)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号(いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。)並びに第十三条第五号」とする。

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業を効果的・効率的に実施した場合には、家計改善支援事業の補助率を現行の1/2から2/3に引き上げることとしている。
- その要件については、改正法において、「就労準備支援事業及び家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するとき」とされており、今後、具体的に政令で定めることとなる。

政令において定める内容

- 自立相談支援事業と併せて、就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を実施していること
- 就労準備支援事業を実施する者と家計改善支援事業を実施する者との間で生活困窮者の支援に当たって緊密な連携が確保されていること
- 具体的には、「生活困窮者に対する個別支援計画の協議に両事業の実施者も参画していること」を要件とする予定。

□ 一体的実施により期待される支援のあり方

- ✓ 個別支援計画に基づく生活困窮者に対する支援の提供において、自立相談支援事業を実施する者と両事業の実施者との間で、適切な役割分担の上支援がなされていること
- ✓ 生活困窮者に対する支援過程において、自立相談支援事業を実施する者と両事業の実施者との間で、支援の実施状況や利用者の状態に関する情報共有が随時行われていること、個別支援計画に基づく各種支援の提供状況を確認(モニタリング)する際に、両事業の実施者も参画していること
- ✓ 就労準備支援事業者や家計改善支援事業者が支援の必要性を感じている対象者を自立相談支援事業者にその対象者の状況等を共有しやすくなることにより、自立相談支援事業につなげやすくなること(「就労準備支援や家計改善支援を「入口」にした支援の開始) 等

※ この「一体的実施」については、自立相談支援事業と両事業の間で効果的かつ効率的な実施体制が確保されているかどうかといった観点から判断することを想定しており、三事業の委託先が同一であることは求めない。

(7) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設①

平成30年10月1日
施行

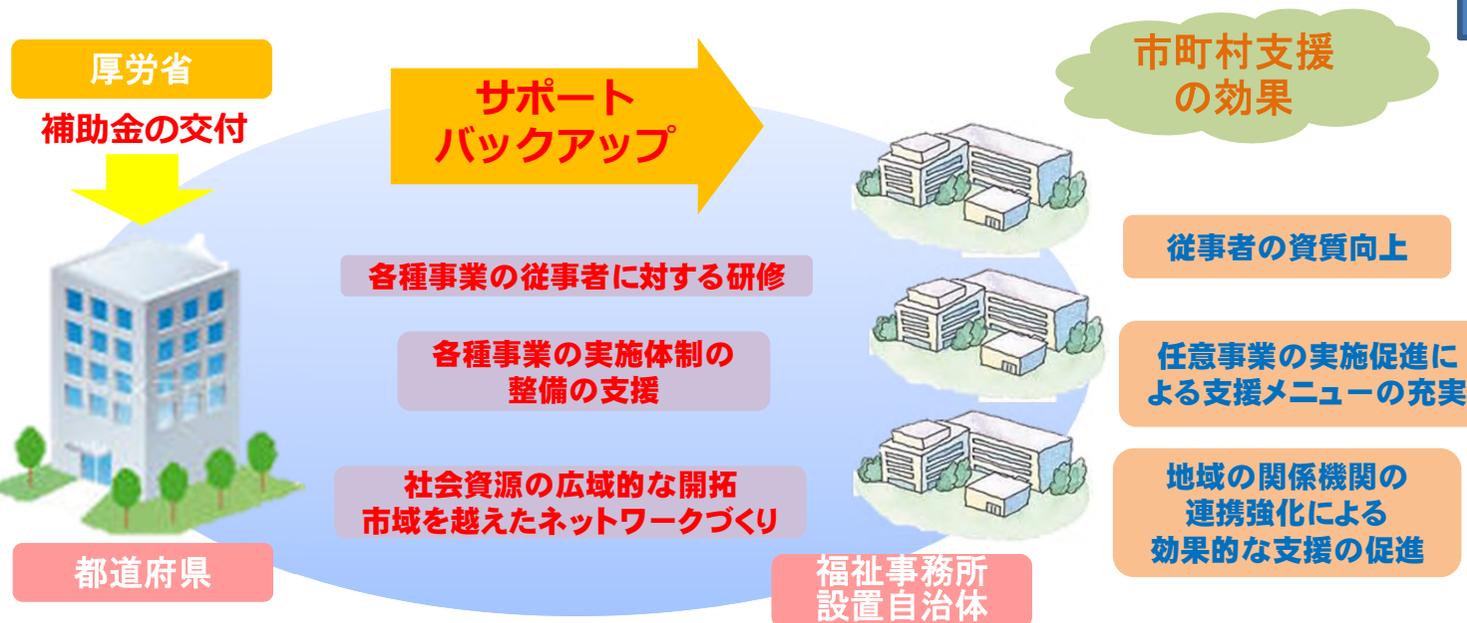
改正法の概要

- 都道府県において、
 - ・ 市等の職員に対する研修、
 - ・ 事業実施体制の支援、
 - ・ 市域を越えたネットワークづくり
 など市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日)(抜粋)

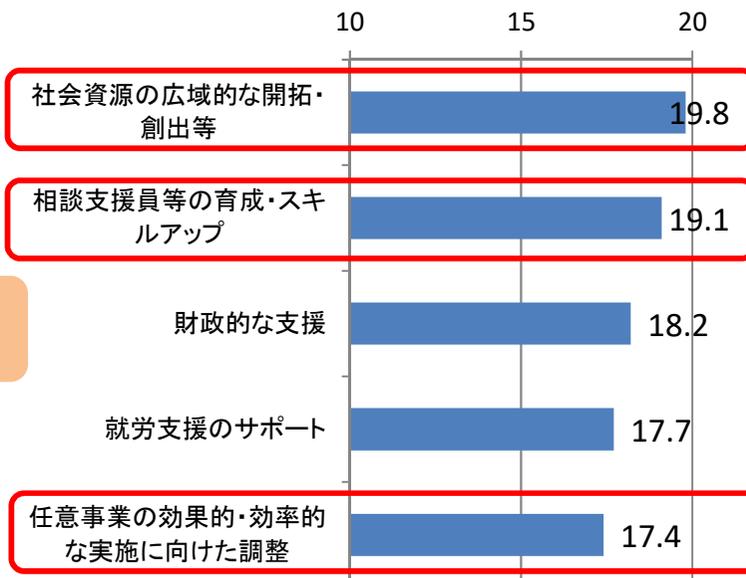
- こうした広域的な見地からの都道府県事業については、現行でも法律に基づく「その他事業」として、国庫補助の対象とされており、都道府県のイニシアティブによって、実施自治体に対する支援を着実に実施していくことが可能であるが、これを効果的・効率的に実施するため、従事者の研修、市域を越えたネットワークづくり、各種事業の実施に当たっての支援について、都道府県が行うべき事業として明確に位置付けるべきである。

(参考) 都道府県による市町村支援のイメージ



都道府県に特に実施して欲しい事業
(福祉事務所設置自治体が回答)

※上位5位のみ



(出典) 平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた都道府県のあり方に関する調査研究」(一般社団法人北海道総合研究調査会)

(7) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設②

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
- 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設

■ 改正の趣旨

- 現行法においても、市等に対する必要な助言、情報提供その他の援助を行う都道府県の責務規定が設けられており、法律上の「その他事業」として、都道府県による管内自治体向けの研修事業等が展開されている。
- そうした中、改正法において、本規定を創設する目的は、法定事業として位置付けることにより、都道府県に市等に対する支援のより効果的・効率的な実施の促進を図るもの。

■ 改正内容のポイント

- 「効果的かつ効率的に行うための体制の整備」について(第十条第一項第二号関係)
 - 任意事業の実施率を高めるための取組として、都道府県主導のもと、複数自治体による広域的な事業実施体制の整備を進める事業を念頭に置いたもの。(※)
 - この中には、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施の努力義務化を踏まえた、自立相談支援事業と併せた一体的実施の促進を図るための都道府県による事業実施体制の構築支援も含まれる。
- 「支援手法に関する市等に対する情報提供、助言」について(第十条第一項第二号関係)
 - 生活困窮者が有する複雑かつ複合的な課題の解決に当たって、市域を超えて、経験豊富な支援員へ相談を行ったり、ケース検討を行う場やネットワークを作っていくことを念頭に置いたもの。

(※)

● 熊本県における任意事業の広域的实施

熊本県は、就労準備支援事業及び家計相談支援事業等の任意事業について、県が各市に対し共同実施の意向を確認した上で、参加意向の市については県が一括して委託を行うことにより実施。

● 大阪府における生活困窮者等広域就労支援事業の実施

大阪府は、自立相談支援事業における就労支援や就労準備支援事業について、府が中心となって管内自治体に働きかけ、同一の民間事業者に共同して委託することにより実施。

(8) 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施①

平成30年
10月1日
施行

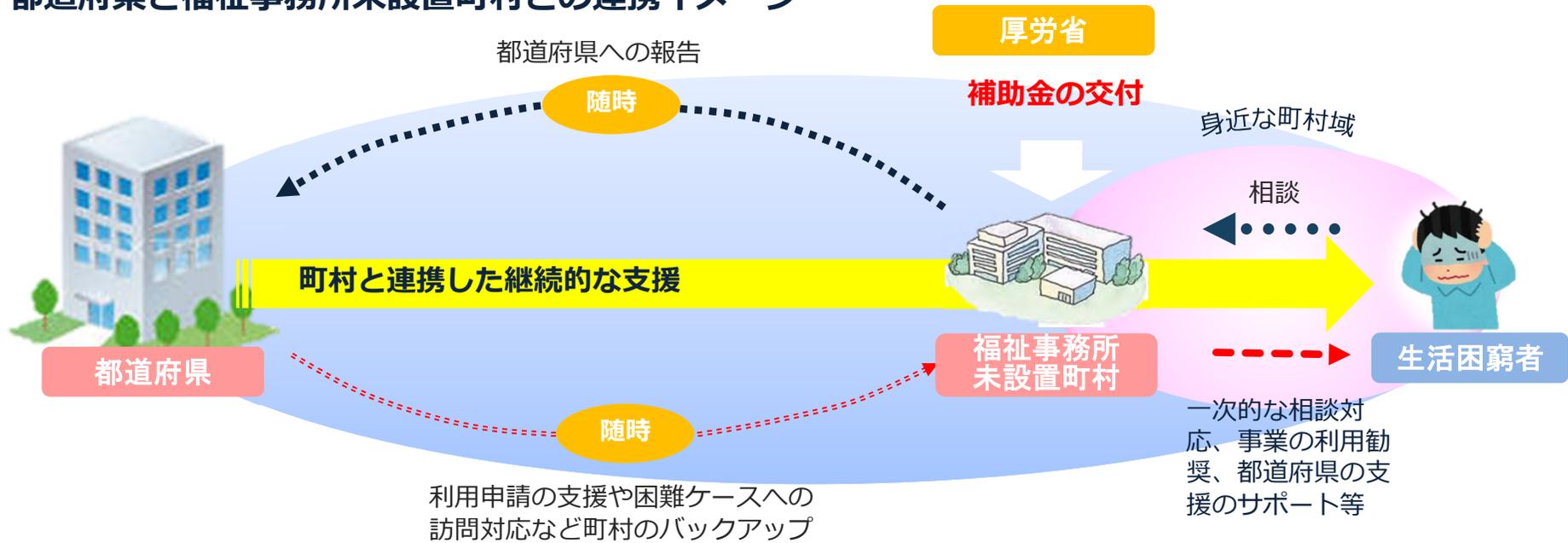
改正法の概要

- 現行法では実施主体となっていない福祉事務所未設置町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその事業に要する費用を補助(補助率:3/4)。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日)(抜粋)

- 町村は住民に身近な行政機関であり、多くの福祉制度の実施主体であることを踏まえ、町村の実情に応じ、希望する場合は一次的な自立相談支援機能を担い、都道府県につなぐなど、連携して対応することができるようにすべきである。

(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



留意点

- この改正内容については、以下の点に留意。
 - ① 福祉事務所を設置していない町村については、生活困窮者自立支援法上の実施主体が引き続き都道府県となることから、都道府県において相談対応を行う町村に対する適切な事業実施が求められること
 - ② 当該福祉事務所を設置していない町村が相談対応を行うことを自発的に希望する場合に、その取組を支援するものであること

(8) 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施②

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第十一条 福祉事務所を設置していない町村(次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。)は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(国の負担及び補助)

第十五条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。

4 (略)

福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

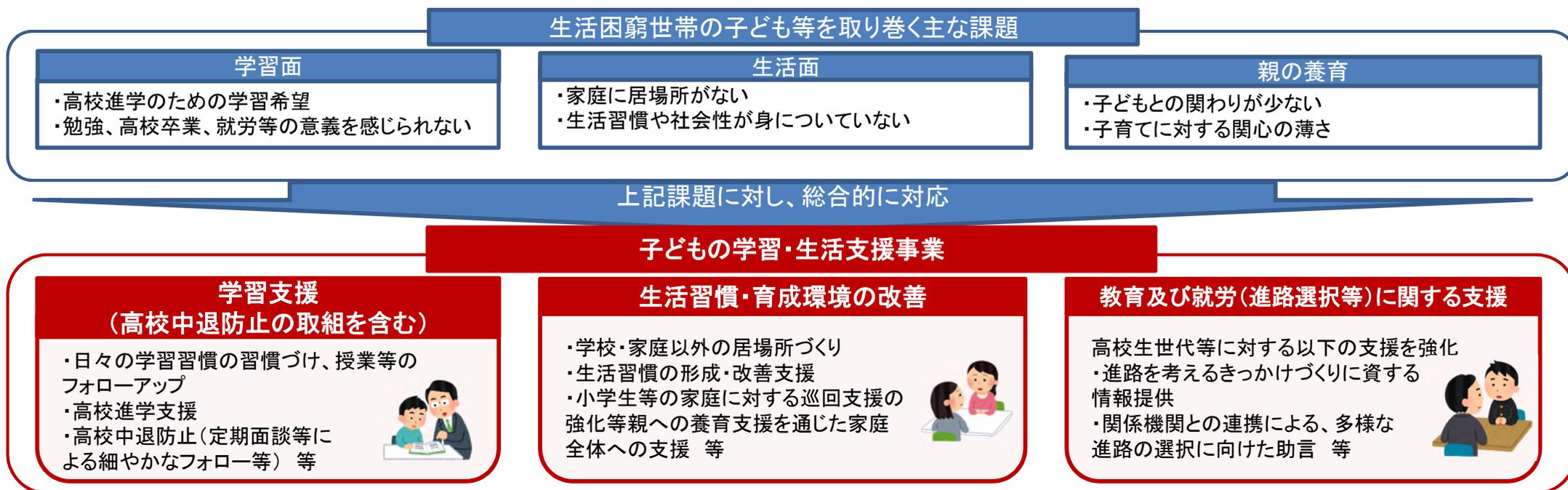
■ 改正の趣旨

- 福祉事務所未設置町村は、現行法上、事業の実施主体とはなっていないが法を施行する中で、
 - ・ 町村の各種事務の中で、生活困窮者を把握することも多く、生活困窮者自立支援制度について実質的には一次的な相談窓口としての役割を担っているケースがあること
 - ・ 身近な町村内において相談体制が整備されていない地域もあることといった状況がある。
- また、福祉事務所未設置町村に対して、相談窓口の設置の必要性を尋ねたところ、一定の町村がその「必要性を感じている」と回答しており、町村部のニーズも一定程度存在。
- これらを踏まえ、改正法においては、町村の実情に応じ、希望する場合には、一次的な相談支援機能を担い、都道府県につなぐことができるよう、福祉事務所未設置町村における事業を創設。(補助率:3/4)

(9) 子どもの学習支援事業の強化

改正法の概要

- 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。【平成31年4月1日施行】
 - ① 生活困窮世帯における子ども等に対する生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- また、子どもの学習支援事業について、ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業と文部科学省の地域未来塾との連携規定を創設【平成30年10月1日施行】



- 上記事業の強化により、平成30年度予算における高校生世代・小学生世代への対応の強化とあいまって、自治体における積極的な取組を促進。
- また、改正法により創設する連携規定をもとに、子どもの学習支援に関する事業について、厚生労働省(福祉部門)と文部科学省(教育部門)間の連携方策に関する検討を進め、より一層効果的・効率的な実施を推進。

(9)子どもの学習支援事業の強化②

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(定義)

第三条 (略)

2~6 (略)

7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第一項第十三号(同法第六条第一項において引用する場合を含む。)に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るように努めるものとする。

5 (略)

子どもの学習支援事業の強化(第三条第七項関係)

■ 改正の趣旨

- 子どもの学習支援事業については、地域の実情に応じ、学習支援を中心にしながらも、居場所の提供や、イベント等を通じた相互の交流・コミュニケーションを図る取組、家庭訪問、親を対象にした相談等による生活環境の向上を図る取組を一体的に行うなど、創意工夫のある取組が実施。
- そのような創意工夫のある取組が行われる中で、「学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化すべき」との指摘や、主として高校中退の子どもや、高校へ行っていない子どもなどの「高校生世代」への支援を念頭に、「学習支援だけでなく自立に向けた相談支援が必要」との指摘がなされている。
- これらを踏まえ、改正法においては、子どもの学習支援事業については、従来の学習支援に加え、
 - ・ 子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもやその保護者への支援
 - ・ 高校中退の子どもや、高校へ行っていない子どもなどの「高校生世代」の進路選択に当たっての相談支援等の拡充を行い、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

(9)子どもの学習支援事業の強化③

他法に基づく子どもの学習支援事業その他関連施策との連携(第七条第四項関係)

■ 改正の趣旨

- 子どもの学習支援事業については、他法に基づく学習支援事業(※)との関係で、それぞれ異なる目的・対象像となつてはいるが、活用する地域資源や対象者が一部重なっているとの指摘もある。

(※)・ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業
・「地域未来塾」

- こうした指摘がある中で、各事業が連携を図っていくことは重要であり、実際に地域において連携している事例も見られる。
- これらを踏まえ、改正法において、子どもの学習支援事業について、他法に基づく学習支援事業との連携規定を法律上規定することにより、学習支援に関する各事業について、より効果的な連携を推進するもの。

■ 改正内容について

- 「その他関連する施策」について(第七条第四項関係)

- 国土交通省が実施している住宅確保要配慮者への取組(住宅セーフティネット)と一時生活支援事業など、住まいに関する取組についても他の施策との連携の推進を念頭に置いている。

(参考) 子どもの生活・学習支援事業 (居場所づくり)

※平成28年度から実施

目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数
【28実績(延べ利用人数)】 69,753人

＜実施場所＞
児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

＜支援の内容(例)＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



学習支援が必要な中学生・高校生等を対象とした学習支援 ～地域住民の協力を得た地域未来塾の充実～

(前年度予算額:322百万円)
30年度予算額:387百万円
※地域学校協働活動推進事業 6,012百万円の一部で実施

文部科学省資料

地域未来塾について

中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生など地域住民の協力による学習支援を実施

- ◆ 経済的な理由や家庭の事情により、**家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない**中学生・高校生等への地域と学校の連携・協働による学習支援を実施
- ◆ 教員を志望する大学生などの**地域住民**、**学習塾などの民間教育事業者**、**NPO等の協力**や**ICT機器**、**学習ソフトウェア**等の活用により、多様で効果的な支援が可能

- * 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
- * 高等学校・大学等進学率の改善、高校中退の防止、学力・自己肯定感の向上



学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

全生徒を対象とした学習支援の事例【取組例】

<放課後学習支援>

- ・ 対象は中1～3の希望者
- ・ 年間約80回（学期中の週2回(2時間程度)）
* 学校の空き教室を利用、無料
- ・ 指導員による個別指導と自習
* 指導員：退職教員や教員志望の大学生など



※ 部活動休養日（ノ一部活動デー）の受け皿として実施することも可能。

平成31年度末までの目標数



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、**大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度(2019年度)までに全中学校区の約半分に当たる5000ヶ所に拡充し、高校生への支援も実施する。**

働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)(抜粋)

子供たちが家庭の経済状況にかかわらず、それぞれの夢にチャレンジできる社会を実現するため、地域と学校の連携協働の体制整備を推進する法改正を行うとともに、**原則無料で学習支援を行う地域未来塾の拡充**、放課後や土曜日等の学習支援の拡充を図る。2019年度 **5,000中学校区で地域未来塾を実施し、高校生への支援を全国展開**

新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)における記載(抜粋)

子どもの学習支援事業を高校中退者を含む高校生世帯等において強化するとともに、社会的擁護を必要とする子供や生活保護世帯の子どもの大学進学を後押しする。

(10) 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)①

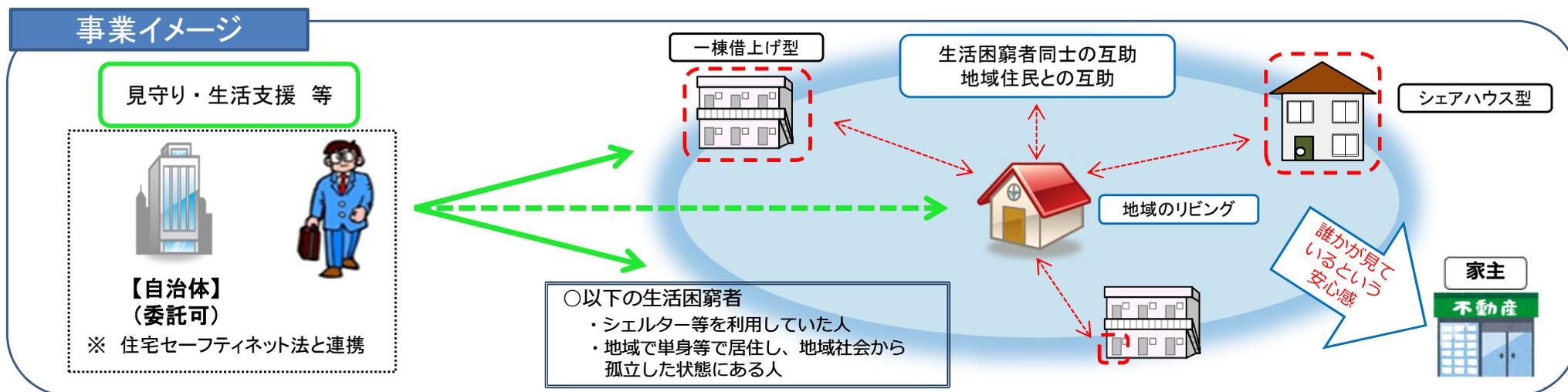
改正法の概要

○ 現行の一時生活支援事業(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)【補助率2/3】を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。【平成31年4月1日施行】

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

(※) 今回の強化分(訪問による見守りや生活支援等)の実施に当たっては、当該自治体が従来の一時生活支援事業のメニュー(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)を実施していることが前提。



支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

今後の方向性

- 一時生活支援事業の拡充については、平成30年度予算における居住支援の推進とあいまって、改正住宅セーフティネット法とも連携しながら、着実に推進。
- 一時生活支援事業については、ホームレスの方のみならず、いわゆるネットカフェに寝泊まりしている方、家賃滞納等により退去せざるを得ない方、家庭の事情により自宅にいられなくなった方など、都市部に限らず事業の対象になりうる方が地方部においても存在することから、この事業の目的、必要性について周知するとともに、事業の広域実施等も推進しながら、その実施を促進。
- 「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を随時開催し、国土交通省とも情報共有を図りつつ、連携を推進する。

(10) 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)②

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(定義)

第三条 (略)

2~5 (略)

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 一定の住居を持たない生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

7 (略)

一時生活支援事業の拡充

■ 改正の趣旨

- 一時生活支援事業で提供していた宿泊場所(ex.借上型シェルター、自立支援センター)から退所し、民間アパート等において、独居を選択する人の中には、地域における生活に移行しようとする際に、日常生活を営む上での困難を抱えたり、居住が不安定となってしまうことが少なくない。
- 一時生活支援事業の利用者でなくても、生活困窮者を含む低所得者の居住については、低家賃の住宅が少なく、高齢者や低所得者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある中で、地域に親族や頼れる人がいない場合、そうした方の住まいを確保するハード面の支援のみならず、ソフト面の支援として地域で暮らし続けていくための支援が重要。
- このため、改正法において、上記の日常生活を営む上で困難を抱える生活困窮者に対し、訪問による助言・指導等、地域に定着し日常生活を営むためのアフターフォローを行うメニューを位置付けるもの。

■ 改正内容のポイント

- 改正法において、現行の一時生活支援事業を拡充し、シェルター等を利用していた方や、居住に困難を抱える方で地域社会から孤立している方に対して、一定期間、訪問等による見守りや生活支援を行う事業(地域居住支援事業)を位置づける(平成31年4月施行、補助率2/3)。
- 「厚生労働省令で定める期間」(第三条第六項第二号関係)
 - 今般追加する事業については、障害者総合支援法に基づく「自立生活援助」の実施期間が、原則1年間を想定していること(平成30年4月1日施行)などを勘案し、「原則 最長1年間」と規定することを想定。

(11) 就労準備支援事業について

- 就労準備支援事業の年齢要件(65歳未満)について、高齢期の自発的な就労ニーズが高いことも踏まえ、撤廃する。【省令改正(平成30年10月1日施行)】
- 資産・収入要件については、
 - ・ 世帯全体で見ると収入があっても、本人には収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすいケース
 - ・ 家族の収入額等が確認できないことなどにより世帯全体の収入を把握できないケースなども想定されることを踏まえ、現行の資産・収入要件を維持しつつ、上記ケースなどの場合に事業の利用ができるよう、省令の改正を含めた見直しを行う。
- 利用期間(1年間)については、プランにおける支援期間を経過した時点で、再度アセスメントを行った上で、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが現行の運用においても可能であることから、この取扱いについて、通知等において明確化を図る。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日)(抜粋)

- 年齢要件については、制度施行後の状況をみると、高齢者でも就労を求めるニーズが高いこと、生涯現役社会の実現の観点から、65歳以降に雇用された人でも雇用保険の適用対象とすることとされたことも踏まえて、撤廃すべきである。
- 資産・収入要件については、世帯では収入があるものの本人に収入がなく何かのきっかけで困窮に陥るケースや、家族の意思が確認できないことなどにより世帯全体の資産収入を把握できないケースなども想定されることから、就労準備支援事業によって必要に応じた予防・早期対応も可能とする観点から、対象者の範囲を自治体ごとの状況に応じて必要以上に限定しないことが重要であり、施行規則に定める2号要件(これに準ずるとして自治体が認める者)の更なる活用も含め、必要な見直しを行うべきである。
- 就労準備支援事業の1年間という利用期間の制限については、短期間で集中的に支援を行い、不安定な状態を継続させないという意義があるものの、一方で、少しずつステップアップしていく人もいることを考えると、利用期間の延長を求める意見もあることを踏まえ、改めてアセスメントを行い再度プランに位置付けることは実行上可能であることも含め、その取扱いを明確にすべきである。

(参考) 就労準備支援事業の資産収入要件に該当しないものの支援が必要と考えられるケース

- 現行の就労準備支援事業においては利用に当たって資産収入要件が設けられているが、実態は以下のように、支援の必要性は認められるものの、①世帯全体として資産収入要件を満たさないケース、②世帯全体の資産収入要件を把握すること自体が困難なケース、が存在している。

【① 資産収入要件を上回る収入があるものの何かのきっかけで困窮に陥るケース】

例) 70代の両親、40代長男(利用対象者)の3人世帯

- 長男はひきこもり状態にあり、仕事はしていない。
- 本人の収入はないため、両親の年金収入で生活している。
- 現在は蓄えがあるものの、両親が医療にかかって支出が増えると、経済的困窮状態に陥ることが確実に見込まれる状況。

本人は現在は困窮状態にはないものの、就労準備支援事業を利用して就労自立するための能力を身につけないと、何かのきっかけで一気に経済的困窮状態となる。

【② 家族の収入額等が確認できないことにより、世帯全体の資産収入要件を把握できないケース】

例) 60代の父母、20代長男(正職員)、20代長女(アルバイト)、20代次男(利用対象者)の5人世帯

- 次男はひきこもり状態にあり、仕事はしていない。
- 本人の収入はないため、両親の年金収入で生活している。
- 長男は、現在は同居しており生計を一にしているが、貯金が出来てきたこともあり、近く家を出て自活する予定。
- 長女は次男と年齢が近く、幼いときから仲が悪く、ひきこもり状態が続く次男に対しては非協力的である。
- 両親が亡くなると収入が途絶えることになり、兄弟からの援助も期待できないため、次男は経済的困窮状態に陥ることが確実に見込まれる状況。

就労準備支援事業を利用するためには、世帯全体の資産収入の把握が必要だが、長男と長女は自らの収入額を開示することを拒否。そのために次男が事業利用できなくなると、何かのきっかけで一気に経済的困窮状態になる。

(12) 認定就労訓練事業の優先発注の努力義務の新設

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

認定就労訓練事業の優先発注の努力義務の新設

■ 改正の趣旨

- 認定就労訓練事業で行っている、いわゆる「中間的就労」については、様々な課題を抱える生活困窮者の“出口”として期待が寄せられている。
- しかしながら、その認定数が伸び悩んでいること、また、事業所が生活困窮者の生活圏内にあることも継続的な訓練を行う際には重要であることから、全国的な認定数の増加に向けて取り組む必要がある。
- そのための方策の一つとして、本法案では、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務を創設。
- これにより、当該事業所の安定経営に資することとなり、認定を受けるインセンティブとなりうる。

今後の対応

- 今回の努力義務の創設を契機として、自治体に対し、自治体の取組事例と併せて、認定就労訓練事業を行う事業所に関する優先発注を促すとともに、他の先進的な取組事例の収集を図るなどして優先発注の効果的な活用方策を研究、促進。
- 併せて、以下のような申請手続きにおける運用面の見直しを検討。
 - 一般市が認定の手續に関われるような仕組み(一般市が申請窓口となることができるなど)
 - (現行、事業所単位での申請のみであるが、)法人単位での申請を認めること 等

(13) 生活困窮者自立支援制度の広報等の制度の周知に関する努力義務の新設

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 (略)

生活困窮者自立支援制度の広報等の制度の周知に関する努力義務の新設

■ 改正の趣旨

- 支援を必要とする人の中には、行政機関へ相談することに心理的な抵抗感のある人もいることを踏まえた上で、支援を必要とする人に対して支援できる取組を検討していくことが重要との指摘もある中で、支援を必要とする人が確実に本制度を利用することができるよう、国民に対する制度の広報、自治体の職員への研修等を通じた制度の周知により、本制度の認知度を高めていく必要がある。
- これを踏まえ、改正法において、国及び都道府県等に対し、広報等の制度の周知に関する努力義務規定を創設したもの

■ 改正内容のポイント

- 「その他必要な措置」について
 - 例えば、生活困窮者の支援に携わっている関係者・関係機関に対し、生活困窮者自立支援制度に関する知見を深めてもらうための制度周知等が考えられる。

今後の対応

- 都道府県等において、広報等を積極的に進めてもらうために、厚生労働省としても、
- 国民に対し、福祉関係者に限らず幅広い関係団体とも連携しながら様々な媒体による制度の周知
- 改正法による自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務化ともあいまって、都道府県等に対して、生活困窮者自立支援制度と関係制度の連携を促進する通知の発出など、様々な支援を行っていく予定。

(14) 人員の配置に関する努力義務の創設

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 (略)

2~4 (略)

5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するように努めるものとする。

生活困窮者自立支援制度の広報等の制度の周知に関する努力義務の新設

■ 改正の趣旨

- 生活困窮者自立支援制度による相談支援がしっかりと機能するためには、様々な課題に関する相談に対し包括的に対応できる相談員を配置することが重要であると考えている。
- 社会保障審議会の報告書においても、「人が人を支える制度であり、支援員の配置が最も重要であることから、自治体において、自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進するため、新たな取組を行う必要がある。」との指摘があった。
- また、自立相談支援事業の支援員の配置状況と新規相談件数との間に相関関係が見られている実情がある。
- これらを踏まえて、改正法では、自治体に対する必要な人員配置の努力義務を創設し、人員体制の整備を促すもの。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日)(抜粋)

- 人が人を支える制度であり、支援員の配置が最も重要であることから、自治体において、自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進するため、新たな取組を行う必要がある。その際、人員配置が手厚く実績も高い自治体がさらに取組を進めることができるようにするとともに、人員配置が十分ではなく実績もあがっていない自治体がより積極的な取組を行うことができるよう、画一的ではなく柔軟性のあるものとするのが求められる。

今後の対応

- この努力義務の創設と併せて、自治体における適切な人員配置を促進していくために、
 - ・ 支援実績の高い自治体を補助に当たって適切に評価することで、全国的な人員配置の充実・支援実績の向上を図るとともに、
 - ・ 人員配置の状況を全国との比較で客観的に把握できる仕組みを設けることで、人員配置の手薄い自治体の底上げを促すこととしている。
- また、より効果的に人材の確保・育成を進めるため、基本的には研修の実施主体を都道府県に移行していくこととしており、改正法において従事者の研修を都道府県事業の一つとして位置づけ、その費用に対する補助を行う。
- さらに、都道府県事業の中で、市域を越えた支援員のネットワークづくりに対する補助を行うこととしており、その中で、支援員が抱える困難な事例に関し、市域を越えて経験豊富な支援員によるスーパービジョンの実施や、支援員同士のケース検討会等を実施することを想定しており、これらの取組を通じて、支援員の心理的な負担の軽減を行い、支援員のバーンアウトを防ぐ取組を推進。国としても、都道府県における市等の支援員に対する支援が適切に行われるよう、都道府県に対する支援のあり方について検討。

(15) 生活保護法に基づく保護等についての情報提供等

改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護等についての情報提供等

■ 改正の趣旨

- 生活保護が必要な人については、生活保護が適切に受けられるようにすることが重要であり、これまでも「要保護状態と見込まれる人」や「支援途中で要保護状態となった人」に対しては、自立相談支援機関から福祉事務所につなぐことを通知により周知。
- 今回、改正法において、この取扱いを法律上明確化するとともに、必要な者には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方をより実効的なものとするために、要保護者となるおそれが高いと判断する段階で、生活保護制度に関する情報提供等を行い、適時に本人が保護開始の申請を行えるよう規定することとしたもの。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成29年12月15日）（抜粋）

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との関係性については、生活保護に至る手前で生活困窮者自立支援制度が支援を行い、支えきれない場合は生活保護を受給するという形を想起しがちである。しかしながら、生活困窮者自立支援制度から生活保護受給につながった後、生活保護を受給しながら生活を整え、生活保護から脱却する場合には、保護脱却後しばらくの間、生活困窮者自立支援制度による支援が必要と考えられる場合もある。生活困窮者の自立を支援するためには、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度が、「切れ目のない、一体的な支援」を目指す必要がある。

(参考)

今般の生活保護法の改正においても、保護の実施機関において、生活保護受給者が保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合には、生活困窮者自立支援制度についての情報提供、助言等の措置を講ずる努力義務規定を創設。

【改正後の生活保護法(改正部分は下線)】

(情報提供等)

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

今後の対応

- 改正法により新設された規定をもとに、関係通知等により情報提供等の方策の具体化等を図ることにより、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度間の一層の連携強化を図り、支援の手が途切れることのないよう適切な支援の実施に努める。

その他

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることのないよう、政府・関係機関が一体となって、対策に取り組むため、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、本年7月20日、「児童虐待防止対策の強化に向けた総合対策」を会議決定。
- 総合対策においては、緊急的に講ずる対策を合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組むこととされている。
- 総合対策に盛り込まれた対策の中で、「関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化」の一つとして、「生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携」が盛り込まれ、
 - ・ 生活困窮者自立支援制度における支援の中で、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所等への速やかな連絡
 - ・ 児童虐待に係る調査等の中で、経済的困窮状態を把握した場合には、生活困窮者自立支援窓口へ連絡といった双方向からの連携を強化。

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について(概要)(関係部分の抜粋を含む)

〈緊急的に講ずる対策〉

- I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- II 子どもの安全が確認できない場合の対応の徹底
- III 児童相談所と警察の情報共有の強化
- IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除
- V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施
- VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定

〈児童虐待防止のための総合対策〉

- 1 児童相談所・市町村における専門性の強化の取組促進
- 2 児童虐待の早期発見・早期対応
- 3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
- 4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化

○生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

・ 市等福祉事務所設置自治体の行う生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、以下のとおり緊密な連携を図る。

- ① 生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
- ② 児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口へ連絡すること

- 5 適切な司法関与の実施
- 6 保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化

子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知)

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる子ども食堂が各地で開設されていることを受け、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知)」(平成30年6月28日子発0628第4号、社発0628第1号、障発0628第2号、老発0628第3号)が厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長から、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて通知。

子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知)(概要)

1 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進

(1) 子ども食堂の現状

全国各地で開設されており、活動の在り方は多岐にわたるが、いずれも食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供しているという意義を有している。

(2) 子ども食堂の活動への協力

地域共生社会の実現を目指す観点から、行政、地域住民、福祉関係者及び教育関係者等が、子ども食堂の運営者(以下「運営者」と)との積極的な連携・協力を図ることが重要。運営者等との関係構築を図り、相談があれば適切に対応するよう要請。

(3) 活用可能な政府の施策

子どもの生活・学習支援事業(ひとり親家庭支援)、子どもの学習支援事業(生活困窮者自立支援)、介護予防・日常生活支援総合事業(介護保険法)、地域活動支援センター事業(障害者総合支援法)等の政府の施策との連携により、子ども食堂の活動の効果的な展開が期待される。

(4) 参考資料

関係者の理解促進のため、民間団体や農林水産省が作成している事例紹介等の資料を紹介。

2 子ども食堂の運営上留意すべき事項

以下の内容について、運営者等への周知を要請。

(1) 食品安全管理に関して留意すべき事項

食中毒の発生防止のため、運営者、調理担当者等が守るべき衛生管理のポイント。万一、食中毒が発生した場合は保健所に連絡。

(2) その他留意すべき事項

- ① 怪我や食中毒等の万一に備え、保険加入も考えられること。
- ② 生活困窮家庭を把握した場合、生活困窮者自立相談支援窓口へ連絡。
- ③ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」との連携が効果的。
- ④ 養育に支援が必要な家庭を把握した場合、市区町村の子育て支援相談窓口や児童相談所に連絡。